

近代日本における学歴主義の制度化過程の研究

——篠山鳳鳴義塾を事例として——

東京大学教育社会学研究室 天 野 郁 夫

” 吉 田 文

大阪大学人間科学部 志 水 宏 吉

Institutionalization of Educational Credentialism in Modern Japan

—A Case Study of the Homei Gijuku—

Ikuo AMANO, Aya YOSHIDA, and Kokichi SHIMIZU

The main focus of this paper is on clarifying the interrelationship between “institutionalization” of educational credentialism and the “systematization” of secondary education in modern Japan, taking the case of a local private school in Tanba area, named Homei Gijuku. The Homei, founded in 1886, was one of the few secondary schools which inherited the ideal of Japanese traditional education of moral culture or character formation. It was organized taking the model of western modern schools, as other secondary schools. However, its aim of education was quite different from other secondary schools which overemphasized intellectual training. The Homei had an unique school culture including curriculum which emphasized the importance of Chinese classics, and various extra-curricular activities.

In the middle of the 1880s, the government started to make serious efforts to institutionalize the educational credentialism in the areas of education, administration, military, and professions. And the efforts had a strong influence on education, especially secondary education, which was in a state of chaos. Especially, the national examination systems for higher civil servants and professionals, granting various kinds of privileges to the diploma holders from the officially approved (mostly public) schools, played an important role in promoting the systematization of secondary education. And such the unique, idealistic traditional schools as the Homei could not stand out of this tide of “systematization”

In tracing the process of changes of (1) school organization, (2) school culture, (3) student life, and (4) social functions of the Homei, we will throw light upon the hidden correlation between the “systematization” of secondary education and the “institutionalization” of educational credentialism in Japanese society.

I 学歴主義の制度化

A 学歴と学歴主義

この論文の主要なねらいは、わが国における学歴主義の制度化の過程を、一中等教育機関の事例研究を通して、具体的にあとづけることにある。

まず「学歴主義の制度化」と我々がよぶ概念について、簡単にふれておこう。学歴・学歴主義・学歴社会などの用語は、教育社会学の領域で、また一般社会でも、広く

使用されているが、その概念についての厳密な規定はこれまでほとんどなされてこなかった。それはこれらの言葉が、学術用語としてではなく、日用語としてあらわれ、使われてきたためであり、分析の用具として使用するためには、あらためて、その概念としての内包を明らかにしておく必要がある。そのためには、従来の用例をふくめて、詳細な検討の作業が必要とされるが、ここでは、とりあえず、次のように定義しておきたい。

(1) 「学歴」は、本来教育(学問、学業)に関する履歴、あるいは学校に関する履歴を意味する言葉にすぎない。

それが教育社会学的に重要な概念になるのは、学問や学校についての履歴が、ひとつの社会的な「資格」として、それをもつ人々に、さまざまな「特権」を約束するからである。我々がここで問題にするのも、特定の学校で、特定の学問・学業を学んだことの証明としての学歴とともに、さまざまな特権と結びついた、資格としての学歴である。

(2) 「学歴主義」とは、人々が社会システムや社会組織のもとで、ある地位を獲得し、あるいは与えられる際に、上記の意味での学歴を、資格要件として重視する、あるいはすべきだとするイデオロギーをさしている。このイデオロギーは、社会の特定の制度や組織のなかにあらわれ、正当化され、やがて社会全体に広がっていく。

(3) 「学歴主義の制度化」とは、こうしたイデオロギーとしての学歴主義が、人々の間に滲透し、受容され、規範的な行動様式として一般化していく過程をさしている。その学歴主義の制度化が、わが国の社会で進行しはじめるのは、明治維新以後のことであり、「学歴社会」とよばれる現代社会は、制度化が、ほぼ極点に達した社会とみることができる。ただ、我々が本論文で問題にしようとしているのは、学歴主義の制度化の全過程ではない。我々の关心は、学歴主義の制度化の第一の局面にあり、それはほぼ明治30年代に終ったと考えられる。

B 学歴主義イデオロギー

本論に入るに先立って、その学歴主義の制度化の第一局面について、一般的な考察を加えておこう。

学歴という用語が一般に使用されるようになるのは、昭和期に入ってからである。それ以前は、学業、学校に関する履歴をあらわす一般的な用語はなかったが、いずれにせよ、先に定義したような意味での「学歴」が出現するのは、明治5年の「学制」による近代学校制度の発足を契機としてである。これによって教育の基本的な部分は「学校」という組織のなかで行われるようになり、そこで一定の学問・学業を修めたことの「証明」が、修了証書、卒業証書などの形で、「学校」によって与えられることになる。たとえば「学制」の第159章には「学科卒業証書ノ事」として、小学校から大学までの卒業証書の書式が例示されている¹⁾。

イデオロギーとしての学歴主義が、鮮明な形で登場してくるのは、これよりさらにおくれて明治20年前後になってからである。学歴の、諸特権と結びついた資格としての性格は、この時期に明瞭になる。

その学歴主義イデオロギーの登場を、もっとも端的な形であらわしているのは、明治20年に定められた「文官

試験試補及見習規制」である。この規制は、行政官僚の任用試験制度を定めたものだが、受験および試験免除のそれぞれについて、学歴を資格要件とした。すなわち試験免除については、「法科大学文科大学及旧東京大学法学部文学部ノ卒業生ハ高等試験ヲ要セス試補ニ任スルコトヲ得」(第3条)、「官立府県立中学校又ハ之ト同等ナル官立府県学校及帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法学校及司法省旧法学校ノ卒業証書ヲ有スル者ハ普通試験ヲ要セス判任官見習ヲ命スルコトヲ得」(第4条)とあり、また受験については、高等試験の場合、「外国ニ於テ大学校又ハ之ト同等ナル学校ノ卒業証書ヲ有」する者、「文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学校政治学又ハ理財学ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ有スル者」、「高等中学校及高等商業学校ノ卒業証書ヲ有スル者」(第17条)と、有資格者の範囲が定められている²⁾。

学校卒業者に対する同様の特権としては、これより先、明治12年に、東京大学医学部および法学部の卒業証書を有する者についてそれぞれ、医師、弁護士(代言人)について、無試験で開業免許を与える規定が定められており³⁾、医師の無試験免許の特権は明治26年に「官立及府県立医学校ノ卒業証書ヲ得タル者」にまで広げられた⁴⁾。明治20年代に入るところから、特定の(主として官公立)学校卒業者に対する無試験免許の制度は、薬剤師、獣医等にも広げられていく。

初・中等学校教員は、これよりも早くから学歴の支配する世界であった。というより初めから学歴の支配する世界としてつくられたといってよい。明治5年の「学制」はすでに、小学校の教員は「師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノ」(第40条)、中学校は「大学免状ヲ得シモノ」でなければつくことができない、と規定している⁵⁾。教育資格に関する規定は、その後、度々改革されるが、教員養成を目的につくられた師範学校および高等師範学校の卒業者が無条件に教員免許を与えられた他、それ以外の官公立の中・高等教育機関の卒業者にも、試験でなく「検定」によって免許状取得の道が開かれていた。小学校教員についていえば、明治24年の「小学校教員検定等ニ関スル規則」は、試験免除の対象として「中学校卒業生」、および「文部大臣ニ於テ尋常中学校ノ学科程度ト同等以上ト認メタル学校ノ卒業生」をあげている⁶⁾。

C 学歴と特権

これはいざれも、卒業資格をもつことを、特権を認める際の条件としていることに注意したい。そして、こうした職業にかかる学歴主義的な諸制度のなかで、もっ

とも重要な意味をもったのは、はじめにみた、官僚の任用試験にかかわる規則であった。府県立中学校の卒業証書をもつものは、無試験で「見習」、すなわち中級官僚である「判任官」の候補者として任用される。文部大臣の認可をえた私立法律学校の卒業者も同様である。かれらはまた、高級官僚である「試補」の任用試験の受験資格をもつ。さらに帝国大学の卒業者は、まったく試験をうけることなく、試補に任用される。

これうち、試補の試験規則は、その後改定され、とくに帝国大学卒業者は、無試験任用の特権を失なうことになるが、私学出身者に要求された予備試験の免除特権は残される。また、司法官僚については依然、無試験任用が認められていた。官僚がもっとも社会的威信の高い、しかも大きな権力と収入を伴なう職業であったこの時期に、学歴が任用の最重要の資格条件として明示されたことの意味は大きい。これによって学歴主義は、たんなるイデオロギーではなく、ひとつの制度として、人々にとって可視的なものになった。

学校卒業者（および在学者）に与えられた、もうひとつの重要な特権は、兵役にかかわるものである。国民の兵役義務について定めた「徴兵令」には、明治6年の制定以来、特定の学校の在学者、卒業者に対する兵役上の特権が規定されているが、そのうちとくに重要なのは、存学中の徴兵猶予と一年志願兵の制度である。この2つは、明治16年の徴兵令改正によって、その骨格が定められたもので、同令によれば「官立大学校及ヒ之ニ準スル官立学校本科生徒」は在学中、徴兵猶予（第18条）、また「官立府県立学校（小学校ヲ除ク）ノ卒業証書ヲ所持するものは、志願すれば1年の兵役（通常は3年）ですませることができ（第11条）、しかも将校（予備後備）となる道が開かれていた⁷⁾。

若者たちにとって、これは各種の職業資格や国家試験の受験資格以上に重要な特権であり、またかれらを学生とし、かれらの支払う授業料を経営基盤とする私学にとっても、この特権にあずかる学校としての認可を得ることができるか否かは、死命を制するほどの問題であった。政府は、明治19年、それまで官公立学校のみに認めていた、この特権を、「文部大臣ニ於テ認タル之ト同等ノ学校」にまで広げることとしたが、その認定の基準は「普通学校ニ在リテハ中学校ノ成規ニ準拠シタルモノ」、「実業学校ニ在リテハ入学生徒ハ小学校卒業ノ者」、「専門学校ニ在リテハ入学生徒ハ尋常中学校卒業ノ者」でいざれも3年以上の学科課程をもつものに限るとしている。また私立学校の場合には、「毎年の費金中二千四百円以上ハ全ク資本ノ利子ト認メ得ヘキモノアル事」という、きび

しいものであった⁸⁾。

官僚任用試験や職業資格試験をふくめて、これら学歴主義的な制度に共通しているのは、官公立優先の思想である。官公立学校にはほぼ無条件に特権を与えるが、私立学校の場合には、国家の定めたきびしい基準をみたし、しかも国家の統制に服するものにのみ、官公立学校に準じて、特権を認める。それは、戦前期を通じて、政府が一貫してとり続けた方針であった。つまり学歴には、それを発行する学校の種別によって、同一段階の学校の間にも差等が設けられていたのである。

D 学校教育体系のシステム化

このように学校の発行する卒業証書が、それを所持する人々の「資格証明」(credential)として、社会的に認知され、流通性をもつに至る前提としては、学校教育体系の、ひとつのシステムとしての整備がなければならない。つまり卒業証書はたしかに一定の水準と内容の教育をうけ、知識（や技術）を習得したことの証明として、公的な承認をうけてはじめて、各種の特権と結びつき、またそのことが社会的に容認されるのだが、そのためには、教育機関としての学校自体が、一定の質の教育を安定的に提供しうる組織として、公的な評価をうける必要がある。ここで学校教育体系のシステム化とよぶのは、そのこととかかわっている。学歴主義の制度化の前提条件となるのは、なによりもその、学校教育体系のシステム化である。

明治5年の「学制」の諸規定は、ひとつのシステムとしての学校教育体系の「理想」像を描いたものだが、現実に成立した学校教育体系がとくに中・高等教育段階において、それとは著しくかけ離れたものであったことはよく知られている。多様な教育要求に応じて、多様な設置主体によって設立された多数の学校を管理・統制し、「学制」の規定に準拠することを求め強制する力を政府はまだ欠いており、中・高等教育は混沌状態にあった。

混沌状態に終止符をうち、学校教育制度の整序化、システム化を一挙におし進める役割をはたしたのは、森有礼文相と、かれが明治19年に定めた、いわゆる「諸学校令」である。かれは他官省に分属していた官立高等教育機関を、文部省所管の東京大学に統合して帝国大学を創設し、また各県一校に限定された府県立中学校の制度と、全国に5校の官立高等中学校の制度を設け、尋常小学校—高等小学校—尋常中学校—高等中学校—帝国大学という、官公立学校からなる学校教育体系の骨格をつくりあげた。

学校教育体系のシステム化とは、この諸学校令の制定

を基軸とした一連の政策による、(1)学校段階の明確化と各段階の教育の内容と水準の標準化、(2)学校間の接続関係(アーティキュレーション)の確立、(3)学校間における「正統」と「傍系」の明確化などの急速な進展を意味している。それぞれの学校が卒業者に与える卒業証書は、このシステム化の進展によって、ようやく公的な性格を認められ、社会的な流通性をもつようになった。学歴を前提とした、官僚の任用制度をはじめとする、他の諸制度は、こうした学校教育体系の整序化、システム化抜きに考えることはできない。

そのシステム化は、なによりも学校に対する政府の管理・統制の強化の形で進行した。法律に示された基準をみたした学校のみが「正規」の学校として認知され、それ以外の学校は「各種学校」に類別される。また、各種の特権は、政府によって認知された学校のみに認められる。明治20年の官僚任用試験制度との関連で定められた、私立法律学校を対象とする「特別認可学校規則」(明治21年)は、その象徴的なものといってよい。この規則によれば、官僚任用試験上の特権にあずかる「文部大臣ノ認可ヲ経タル学則ニ依リ法律学政治学又ハ理財学ヲ教授スル」学校である、「特別認可学校」となるためには、「尋常中学校卒業証書ヲ有スル」ことを入学の資格とすることをふくめて、施設設備、教員、教育課程等について定められた基準をみたし、また文部省のきびしい監督、統制をうけねばならなかつた⁹⁾。

E 中等学校の問題

こうしたシステム化は、学校と教育の実態をふまえながら、着実に、しかし有無をいわせぬ形で進められた。そのシステム化は、明治30年代にほぼ終ったとみることができるが、この間各学校、とくに私立学校は、システム化への急速な動きにどう対応するかについて、否応なしに選択を迫られることになった。官公立中心の学校教育体系のもとで、私立学校は、私立であることによってすでに「傍系」に位置づけられている。それだけではなく、官公立の学校と違って、あらためて「正規」の学校としての認可をうけ、文部省の監督・統制に服さなければ、卒業証書は「学歴」として社会的な流通性をもちえず、卒業者は各種の公的な特権にあずかることができない。

ここで問題にする中等学校について、とくに重要な意味をもったのは、高等教育機関への進学資格にかかる問題であった。学校教育体系のシステム化が、各段階の学校間の接続関係(アーティキュレーション)の明確化を伴って進行することは、すでにみた通りである。森の一連の改革の主要なねらいのひとつも、この点にあった

といってよい。

帝国大学につながる高等中学校への進学資格について、明治19年の「高等中学校ノ学科及其程度」は、「尋常中学校ヲ卒業シタルモノ若クハ之ニ均シキ学力ヲ有スルモノ」と定めている¹⁰⁾。尋常中学校が未整備で、卒業者の学力がおしなべて低かった時期には、この規定の前段は空文にひとしく、各高等中学校は、卒業資格の有無にかかわりなく、学力試験によって入学者を選抜していた。このため高等中学校(その他の官立学校)への進学をめざすものの多くは、中学校を卒業するよりも中退して予備校で受験学力をつける道を選んだし、また学力さえあれば、学んだ学校のいかんは、まったく問題にならなかった。

こうした接続関係の混乱した状況は、一県一校にしばられた公立尋常中学校の、教育の水準が向上し、平準化するとともに、着実に改善され、公立中学校が高等中学校への進学の「正統」となり、その卒業証書の「資格」化が進んでいく。それが私立の中学校に与えた影響はきわめて大きい。それまで「各種学校」にとどまっていた私学は、予備校的私学や、それ以外の、独自の教育理念のゆえに、学校教育体系のなかに組み込まれることを拒否してきた私学をふくめて、否応なしに、正規の中学校としての認可をえ、その卒業証書の「学歴」化をはかるかどうかの選択を迫られることになったからである。学校教育体系のシステム化と、学歴主義の制度化は、その意味で不可分のものであった。

F 学歴主義と私学

学歴主義の制度化を、具体的にあとづけるための事例として、我々がひとつの私立中等教育機関をえらんだのは、この問題とのかかわりからである。

すでにみてきたように、学歴主義の制度化は、国家によって意図的に、またきわめて積極的におし進められてきた。官公立の学校は、国家によって正統性を与えられた学歴主義のイデオロギーを国民の間に滲透させ、制度化していくための用具であったといつてもよい。官公立の諸学校は、(少なくともその意図において)はじめから、国家の構想したシステムとしての学校教育体系の構成部分として、一定の基準にのっとった「正規」の学校として設置されたものである。

これに対して私立学校は、多様な国民の教育要求に応じて、自生的、自発的に出現したものである。明治の前半期、これら私立学校に対して、政府は、事実上の放任政策をとり続けた。私立学校を設立することは、自由であり、政府が直接これを統制することはなかった。しか

し、明治20年前後から、政府の力は、間接的な形で私学に及びはじめた。学校教育体系のシステム化と、各種の特権賦与を中心とする学歴主義の制度化が、その間接的な統制の手段としての役割をはたしてきたことはすでにみた通りである。形成されていく学歴主義的な秩序のなかに、あるいは外に、どのように自分を定位するのか——それは明治20年代から30年代にかけて、私学が否応なしに迫られた選択の問題であった。

明治32年の、「訓令第12号」の問題は、その象徴的な事例である。この年、「私立学校令」の公布と同時に、文部省は「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上必要トス依テ官公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀之ヲ行フコトヲ許ササルヘシ」という内容の、訓令第12号を発した¹¹⁾。要するに、課程内はいうまでもなく、課程外でも宗教上の教育や儀式を行なう学校は、「正規」の学校として認可をえられないというのである。この訓令は、キリスト教系私学にとって死活問題となつた。

『立教学院百年史』によれば、「中学校の場合は認可が取り消されれば、「高等学校受験の資格」および「徴兵猶予の特典」を奪われることになるので、応募者は激減し、経営が立ち行かなくなる恐れ」があり、「中学校は各種学校として宗教教育を続けるか、廃止して認可校として留まるか、廃校とするかの三者択一を迫られ」ることになったからである¹²⁾。

こうした強圧的な要求に、キリスト教系私学がどう対応したかは、ここでの考察の対象外として、「高等学校受験の資格」や「徴兵猶予の特典」が、他の私立中等学校についても、同様に、しばしば死活にかかわる問題であったことにかわりはない。それは予備校的な諸学校にとっては、たんなる経営上の問題であったが、独自の教育理念をもつ学校にとっては、教育理念そのものの変質ないしは否定につながる問題であった。学歴主義の制度化は、その意味で、たんに学校の組織形態や教育水準、教育課程だけでなく、教育理念そのものの平準化、学校の「無個性化」の過程として進行していったのである。その平準化、無個性化の過程を、キリスト教系の私学とは対極的な位置をしめる、しかし強い個性をもった、ひとつの中等教育機関を事例としてあとづけてみようというのが、ここでのねらいに他ならない。（天野郁夫）

II 中等教育と学歴主義

A 篠山と鳳鳴義塾

ここで我々が事例としてとりあげるのは、丹波篠山として知られる一地域に設置された私立中等教育機関——鳳鳴義塾が、各種学校から私立中学校へ、さらには県立鳳鳴中学校へと発展していく過程である。

学校の所在地、丹波篠山は交通の要地として早くから開け、江戸期を通じて譜代大名の城下町であった。維新時の藩主は青山氏、6万石の小藩だが、30余年にわたって老中職をつとめている文化文政期には学問の振興にも熱心で、早くから儒者を招き、藩校振徳堂を開いて、藩士の教育に努めた。維新後の明治6年に家督を相続した青山忠誠は、「朝政維新の際、旧藩士に汗馬の勞なく、懇意に朝恩を享くるを心に愧ぢ」たためか、職業軍人を志し、明治13年陸軍士官学校を卒業し、数少ない華族出身の将校になった¹³⁾。忠誠はまた、「尽忠報国」を目的とした旧藩子弟の教育・育英にも強い熱意をもち、その一環として明治9年、旧城下町篠山に「中年学舎」を設置した。この学校は明治11年、多紀郡立の中学校となって青山家の手を離れ、その後明治16年末、火災により廃校となった。しかし、郡内には学校の再興を望む声が強く、有志の寄附金を基本金に、青山家からの経費補助をうけて明治19年、創設されたのが、鳳鳴義塾である¹⁴⁾。

この学校は、青山忠誠を塾主とする私立学校であり、中学校の教則に準拠していたが制度の上では、各種学校であった。正規の中学校として認可をうけたのは、明治32年になってからである。その後、大正9年に移管されて兵庫県立鳳鳴中学校となり、戦後の学制改革によって、兵庫県立篠山高等女学校と合併し、県立篠山鳳鳴高校となって現在に至っている。

城下町としての篠山は、明治40年に歩兵第70聯隊がおかれた他は、さしたる社会経済的な変動もなく、福地山線からはずれた盆地の町として存続してきた。現在の人口は約8千人。城趾を中心とした商店街と住宅地の外には農村地帯が広がっている。地理的な条件や交通上の理由から、篠山を中心とした住民にとって、鳳鳴は最近になるまで、事実上唯一の男子中等教育機関であったといつてよく、創設の経緯からも知られるように、地域とのかかわりは、きわめて強い。

この一地域の中等学校を、我々が学歴主義の制度化の過程を考察する事例としたのは、それが、わが國の中等学校の「典型」だからではない。逆にそれがいわば、もっとも「非典型」的な事例であるところに、この学校に

焦点をすえた主たる理由がある。以下、その点にふれておこう。

B 中学校の制度化

わが国の中等教育の主流をしめてきたのは、森の改革により一府県一校原則にもとづき設置された、府県立中学校である。明治5年の「学制」以降、明治19年の森の改革に至るまで、わが国の中等教育政策は安定せず、小きざみに改革がくり返されてきたが、明治19年の「中学校令」により、公立中学校の設置が一県一校に限られたことから、中学校のいわば「範型」が成立し、以後はこれをモデルに公立中学校が増設され、私立中学校の認可が行われるようになった。それまでの10数年間は、いわばこの「範型」を確立していくための試行錯誤の過程であったといつてよい。

維新当時のわが国には、よく知られているように、近代的な意味で「学校」とよびうる組織立った教育の場としては各藩の藩校があり、ほぼ中等段階にあたる年齢層の武士の子弟を収容していた。そこで教育の中心はもっぱら漢学にあり、例外的に「洋学」の教育が行われていた場合にも、その内容は、近代的な中等学校のそれには、はるかに及ばなかった。これら藩校の漢学中心の教育については、それがなによりも德育=人間形成を重視するものであり、専門分化した知識の教育=知育を目的としたものではなかった点に注意する必要がある。したがって、そこには知識の到達水準をはかる試験の制度もそれにもとづく卒業や資格賦与の制度も存在しなかった。学歴主義の制度化と不可分に結びついたこれらの制度、そして知育中心の教育は、藩校をはじめとするわが国の教育の伝統とは断絶した、異質のものとして、欧米諸国から、いわば「輸入」されたのである。

わが国の伝統的な中等教育機関ともいるべき藩校は、維新後、廢藩置県とともにすべて廃校となった。敷地、建物、図書をふくむ施設設備などが、「学制」下の新しい中学校に引き継がれた場合も少なくないが、そこに制度上の連続性をみるとことはできない。「学制」に規定された「中学」は、西欧の学問に基礎をおく、専門分化した教科を教える、純然たる欧米型の中等学校であり、その教科目中には「漢学」の一片もみることができない。

しかし、そうした「制度」と現実との落差がきわめて大きかったことは、よく知られている通りである。表1は、中学校数の推移をしたものだが、明治10年代までの数字の大きな変動は、そうした落差の端的なあらわれといってよい。たとえば明治12年には公立107、私立677という、おびただしい数の中学校があった。同年の「文部省年報」

表1 中学校数の推移

	公 立		私 立
	府 県 立	郡 町 村 立	
明治 8 年		11	105
10		31	358
12		107	677
14	18	70	14
16	75	91	6
18	70	34	2
20		43	9
24		44	10
26		58	15
28	72 (13)*	7	16
30	121 (13)*	9	27
32	146 (15)*	10	34
34	204	3	34

(文部省年報より作成)

* 諸学校通則第1条によるもの、内数

は、私立中学校について「全国ヲ通シテ数箇ノ学校ヲ除クノ外其程度ニ甚タ甲乙アリ其科目モ亦一樣ナラスシテ或ハ僅ニ漢学数学等ノ一二科ヲ以テ編制セル学校ナキニ非ス」とのべているが¹⁴⁾、そのほとんどが「一二科ヲ以テ編成セル学校」であったことは、明治14年、その数が一挙に14校に激減していることからもわかる。前年の「教育令」により、中学校についての概念規定の厳密化が一步進み、私立中学校のはとんどが、各種学校に分類し直されることになったためである。

公立中学校の場合にも、その水準、内容は各様であり、政府がその平準化、水準向上のための政策的努力を重ねる毎に、その数は減少していった。とくに、明治16年と18年の間に、郡町村立の中学校数が激減しているが、これについて明治17年の「文部省年報」は、この年「中学校通則ヲ頒布セシニヨリ該則ニ遵フ能ハサルモノハ或ハ數校相集マリテ完全ナル学校トナリ或ハ高等小学校又ハ各種学校トナルモノアルヲ以テ」であると、説明している¹⁵⁾。

C 知育中心主義

こうした淘汰の過程は同時に、教育課程の整備の過程でもあった。「学制」の施行当初の中学校は「漢籍を主とし皇学・洋学或は算学を交へて教授するもの」がほと

んどだったが¹⁷⁾。明治14年になると「教科不完全ニシテ漢籍若クハ英書等ノ講読ニ偏倚シ中学教育ノ目的ニ全ク背戻スルカ如キモノハ幾ント希ナルニ至」った¹⁸⁾。近代教科の教授能力をもった教師の養成・供給の状態を考えれば、額面通り受け入れることはできないが、漢学主体の教育が洋学中心のそれへと、大きく転移していったことはたしかだろう。明治14年の「中学校教則大綱」が、「和漢学」を教科目のひとつに加えたのは、そのあらわれとみることができるものと知れない。

このように、近代教科主体の教育が行われるようになるにつれて、中学校の教育は急速に知育中心に偏っていった。たとえば明治15, 6年当時の東京府立第一中学校について同校史は「学校にありては智育のみに力を尽し、各学科専門の教員六七名其受持学科を教授するのみにして、各学科に何等の連絡統一を見ず、管理方面は殆ど放任状態」であったとしている¹⁹⁾。同じ頃、広島県福山中学校に入学したある生徒によれば「其の頃の教育は知識の教授が主で、訓育ということには余り意は用いられなかつた。学科のよく出来る生徒が善い生徒であり、試験はしばしばあって及格の判定は甚だ峻厳で、一科目でも悪ければ落第させられ、其の点では情も容赦もなかつた。全く知識偏重、試験づくめの教育を受けた」という²⁰⁾。

明治19年に長野県中学校を卒業した木下尚江も、当時を回顧して「当時教員間には新旧二派の潮流があ」り、「旧派と云ふのは漢学先生の老人組で、新派と云ふのは諸学校出身の若手組」だが、「感化力」が強大だったのは、漢学先生の方であり、「新科学をもたらしたる若手の教員等は、教育てふものの根本精神に就て全く無智識であった」とのべている²¹⁾。近代教科主体の、知育中心の公立中学校において、いかに德育=人間形成が軽視され、明治20年代以降の学歴主義の制度化が準備されつつあったか、よくわかる。

こうした知育中心の近代中等教育について重要なのは、それが藩校の漢学教育に象徴されるような、わが国の中学校レベルの教育の伝統とは、まったく断絶したものであったという点である。それは、伝統的な人間形成のための教育を重視する人々にとって、公立中学校における教育が、著しく不満足なものであったことを示唆している。そしてその不満は、過熱的な欧化主義に対する反省ないし反動が表面化しあじめた明治10年代の中頃から、教育内容の改革にむけられるようになった。明治17年の「中学校通則」がその第一条に、中学校は「忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等ノ普通学科ヲ授ケヘキモノトス」と規定した²²⁾のは、『中学教育史稿』の著者が指摘するように、「当時一般に欧米に追随して日本精神を没却し、古来の徳

教を軽視するの傾向を現したので、中等教育が其の弊に陥ることを慮ったもの」²³⁾といつてよいだろう。

明治19年の「中学校令」には「忠孝彝倫」の語をすることはできない。しかし知育中心の府県立中学校の、少数精鋭的な充実がはかられる一方で、それと併行して、いくつかの私立の、伝統主義的で国粹主義的な私立中等学校設立の動きが進行していくことを見落してはならない。しかもそれらはいずれも、なんらかの形で、旧藩ないし旧藩校の系譜をひく、したがって儒教的な武士文化を正統的に継承しようとする学校であった。

德育=人間形成を重視する教育機関としては、この時期まだ多数の漢学塾が残っていた。しかし師弟の人格的な関係を基礎におく人間形成をめざすこれらの私塾は、いずれも小規模で非組織的であり、近代的な「学校」へと発展することができず、「塾主の逝去等と同時に廃止せられ」る運命にあった²⁴⁾。伝統的な人間形成教育をめざす学校は、これら漢学塾のなかからでなく、複数の教師による組織的で集団的な教育の経験をもつ、旧藩ないし旧藩校の関係者を担い手として、登場してくるのである。そして鳳鳴義塾もまた、そうした学校のひとつに他ならなかった。

D 旧藩と中等教育

さまざまな形で、旧藩・旧藩校につながる中等学校（それは圧倒的に西日本に多いのだが）は、そのすべてが伝統的な人間形成重視の教育方針をとったのではない。というより、多数をしめたのはここでもまた知育中心の学校であった。たとえば福岡県の修猷館は、旧藩主黒田家の寄附金をもとに設立された学校だが、開設（明治18年）の際の祝辞のなかで、当主黒田長溥は「今日修猷館ニ於テ儒学ヲ教授セス、英語ヲ專修セシムル所以ノモノハ方今我国ノ文運日々隆盛ニ向ヒ、教育ノ方法ハ現ニ歐米諸國ト其主義ヲ同ウシ、制度文物從テ新ニ旧套ヲ守テ自ラ劃ルヘカラサレハナリ」とのべている²⁵⁾。この学校は旧藩士の教済策の一環として、いわば「教育授産」のために設立されたとされているが、教育授産の最終的なねらいが「学歴」取得による、社会的な上昇移動にあったことからすれば、上級学校進学に必要な近代教科中心の教育は、必然的な選択といってよいだろう。それは他の旧藩主の中等学校が行った選択でもあった。そして、さらにいえば、これらの学校は早期に県立に移管され、「抵抗」なく学歴主義の制度化の流れにのっていった。

少数派の伝統主義的な中等学校の代表例としては、熊本の済々齋がある。同校は明治15年、旧熊本藩士等によって設立されたものだが、紀元節を開校の日に選び「式

場には皇祖及両陛下の聖影を掲げ、以て其下に於て本邦建国の由来を演説」したと「校史」にあるように、「忠君愛國の主義を以て旗幟」とする学校であった²⁶⁾。教育課程も「皇漢学、数学、物理、法律、文章、擊劍」とし「目的は学科の教授では無い、人格を以て人格を鍛はれる」ような教育をめざした²⁷⁾。明治17、8年頃に在学した卒業生のひとりは、「数学を真面目に勉強すると互に軽蔑する、学科は漢学を主として文章を書く、それに英語、独逸語、支那語を各自の希望によって随意科として学ぶと云ふ工合で、学校としては幼稚とも何とも言ひやうの無い位のもの」であったが、「非常なる感化、教訓となって確かに人格の基礎を為した」と回顧している²⁸⁾。この学校も、明治20年には、各種学校のまま「官公立中学校と同等」の学校として文部省の認定をうけ、明治27年には正規の中学校となっている。しかしその特異な校風は、その後も長く維持された。

明治18年、鳳鳴義塾の設立を構想したとき、青山忠誠が、こうした旧藩系の学校の存在を意識していたことは、忠誠が関係者に書き送った「意見書」からもわかる。「尽忠報国」を信条に、職業軍人となった忠誠にとって、新たに設立されるべきは「国家有用の人物を養成」する学校であり、具体的には「軍人を養成するの学則を立てる」学校であった。彼は金沢・山口・熊本・福岡と、旧藩系の学校の所在地をあげながら、これらの学校がすべて「主義を尚武」にとっていることを指摘し、鳳鳴義塾もまた、そうした学校でなければならないとしたのである²⁹⁾。忠誠にとって、職業軍人となるのは「業の易くして功の大なる」、旧藩士救済の「捷徑」でもあった³⁰⁾。

こうした塾主の「勤儉尚武」の理念をうけて、鳳鳴義塾の校風をつくりあげたのは、漢学者の市瀬禎太郎である。明治20年代の初めに同校に学んだ卒業生の一人によれば、「教科目は、勿論当時の中学校同様のものに準拠して定められたのであろうが、修身は大学、論語、小学、中庸等の講義で、漢学塾そのままと云うて可なりであった。德育の中核は、尊王愛國の精神、国家主義、国民主義の高潮であって、自然欧化思想も強くはあったが、世界の進運に後れてはならぬと云ふ向上心は、勿論強烈で、塾主忠誠公の国家的人材養成と云ふ、義塾設立の活きた精神を以て、端的に塾生の心情を鼓舞し感激せしめて、所謂国家有用の材とならなければならないとの進取的精神性が涵養せられたのである。此の德育方針は、市瀬禎太郎先生によって、遺憾なく強調徹底せられた」という³¹⁾。のちにみる独自の学校行事は、そうした教育理念の具体的なあらわれとみてよい。

鳳鳴義塾がめざした軍人養成のための教育が、明治前

半期、旧大藩所在の諸県でも重視されていたことは、先の青山忠誠の指摘にみる通りである。金沢には「加能越三州の青年にして軍事に身を委せんと欲するものを集め、之に相当予備教育を授け、以て陸海軍語学校に入學するの素養を為さしめ」るための私立金沢学校があり³²⁾、山口には「陸軍士官学校及海軍兵学校入學志望者に必須なる予備学科を授くる為」、県立山口中学校内に「武学生徒予備学科講習所」がおかれていた³³⁾。これらの学校は、中学校の整備が進むとともに、準備教育の機能をこれに譲って廃止されるのだが、なかには山内家による土佐高知の海南学校のように、純然たる軍人志望者の学校として発足しながら「生徒の志望傾向が次第に複雑化し、單に軍人志望者に限って教育をすることは却って人材養成の方針に反することが理解されはじめ」た明治22年には、文部省の認可をそえて、正規の中学校へと発展をとげた学校もあった³⁴⁾。鳳鳴義塾がたどったのは、この海南学校と同様に、軍人養成学校からの脱皮の道であった。

E 学歴主義への「抵抗」

政府によって「範型」とされた知育中心の府県立中学校から、距離をおいたところに設置された、鳳鳴義塾もそのひとつである伝統主義的な、德育=人間形成重視の中等学校が「範型」への同化を拒否し、教育の理念と方針の独自性を維持していくことは、明治20年代から30年代へと進むにつれて、急速に困難になっていった。

その第一の要因が、学校教育体系のシステム化にあたったことは、すでにみた通りである。試練の第1は、明治19年の「中学校令」の制定とともにやってきた。この法律は、私立中学校の設置を禁じてはいない。というより制定者の森有礼文相は、尋常中学校はすべて私人の手に委ねてもいいと考えていた。だが「我国今日の有様にては未だ然らず」と、森自身がのべているように、整備された中学校を私人の手で設立・維持することはむずかしい。まずは、地方税でまかなわれる公立中学校を、名府県に一校ずつ置いて、これをモデルとしようというのが、森の考えであった³⁵⁾。

こうしたシステム化への動きに対して、私立中等学校がえらんだのは、ひとつは各種学校として存続する道であり、他は「諸学校通則」にもとづいて府県の管理学校となる道であった。たとえば熊本の済々賀は前者の道を選んだ。ただ各種学校であっても各種の特権にあづからうとすれば、官公立中学校と同等であるとの認定をうける必要がある。そのためには、いくつかの条件、とくに年間2400円以上の利子収入をうむだけの基本財産をもつという条件をみたさなければならない³⁶⁾。済々賀が、こ

の条件をみたして文部省の認定をえ、「徵兵猶予の特典」にあずかったのは明治22年であった。同校史は「蓋し私立学校にして此特典を受くるもの實に本費を以て嚆矢とする」と記している³⁷⁾。

高知の海南学校が選んだのは後者の道であった。「諸学校通則」の第一条には、学校を「設置維持スルニ足ルヘキ金額ヲ寄附シ其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得」とある³⁸⁾。この通則によって、県の管理学校となれば、公立中学校と同等の扱いをうけ、なおかつこれまで私学として持ってきた、教育・経営面での独自性を保持することができる。海南学校は「諸種の便宜上から」管理学校となり、「高知県尋常中学 海南学校」となった。同校史によれば、「これは単なる形式上のことで、設置管理上の条項には山内家が校長を推薦し、その進退を県知事に具申するとか、利害得失に対する重大事件については校長の商議を受けるといったことが記載されており、その後の学校運営も従来通り、山内家の経営によってまかなわれた」³⁹⁾。なお、済々費も、明治27年には同様に、県の管理学校となっている。

第2の大きな難関は、明治33年の「諸学校通則」の廃止であった。これは文部省の管理学校であった山口高等学校が経営難から、国庫補助をあおがざるをえなくなつたためにとられた措置とされているが⁴⁰⁾。それに代って公布された勅令第36号のもとでは、中学校についても、寄附金ではたらず公費の助成をうける場合には、学校経営にかかわる権限は、すべて府県に移る、つまり府県立中学校とまったく同一の扱いをうけることになった。海南学校の校史の表現をかりれば「財産の寄付を受けた国または地方公共団体は寄付者の指定した学校を設置維持できるが、寄附者は、学校の名称を付することと、毎年度の経営予算に関して意見を述べることができるだけで、経営について何らの権限を持たないこと」となったのである⁴¹⁾。すでに管理学校となっていた中学校のなかで、この難関をこえることのできたものは一校もなく、済々費、海南学校も、県立に移管され、校名も従来の「県」中学校から「県立」中学校に変わった（表1参照）。伝統主義的な諸学校はこうして、設置形態だけでなく管理運営面でも、完全に学校教育体系の一部に組み込まれ、システムのなかに統合されることになったのである。

こうしたシステムへの組み込みは、当然のことながら、教育課程についても、平準化が進んだことを意味する。また校長をふくめた教師の人事権が、県当局の手に移れば、教師集団自体の構成も変わらざるをえない。明治30年代が、漢学者あがりの「旧派」の教師が、世代的に姿

を消していく時代であったことも、見落してはなるまい。さらにいえば、伝統主義的な、德育重視の中等学校を支えてきた、旧藩関係者を主体とする支持者集団も、世代の交代期をむかえていた。明治維新から30年余をへて、「藩」の時代もまた終ろうとしていたのである。伝統的な人間形成の理念を、継承するものがあるとすれば、それは教育課程外の諸活動であり、また卒業生をふくむ生徒集団ということになるが、それらもまた、学歴主義的なイデオロギーの国民の間への滲透とともに、変容を免れなかった。

F 高等普通教育と進学準備教育

この点ともかかわって、知育中心のわが国の中学校教育が、より高い「学歴」の取得をめざす進学準備教育化に、基本的に順応的・同調的であったことをあげておく必要があるだろう。すでに明治27年、中学校に本科の他に実科をおくことを認める制度改正を行なった際、文部省は「中等教育ニシテ專ラ高等教育ノ予備タルノ一方ニ偏傾スルノ弊ヲ救」うためだと、その理由を説明しており⁴²⁾、明治32年の「中学校令」では、第一条に「中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と定めた⁴³⁾。因みに、明治19年の「中学校令」第一条の目的規定は「中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」となっていた⁴⁴⁾。

「高等普通教育」という言葉が具体的になにを意味し、また実際にどのように解釈されていたかは必ずしも明確ではないが⁴⁵⁾、明治44年、中学校の教科目中に「実業」を加えた際の説明のなかで、文部省が「中学校ハ予備教育ノ機関ニアラズシテ高等普通教育ヲ施スヘキ本来ノ性質……」とのべているところからすれば⁴⁶⁾、ほぼ、それ自体が自己完結的な「教養」教育をさしていたとみていい。そして中学校教育が本来、そうした「高等普通教育」の場であることを、改めて強調しなければならないほど、中学校は早くから、なによりも進学準備教育の場として機能するようになってしまっていたのである。

ギリシャ・ラテンの古典学を長く教育課程の主要部分として残したヨーロッパ諸国の中等学校と違って、わが国の中学校は、中国の古典学としての漢学を、その出発の当初から排除し、純粹に近代的な教科のみによる教育課程を編成した。そこには、人間形成的な配慮が入りこむ余地は、残されていなかったといってよい。その知育主体の教育は、「学歴」取得のための進学準備を求める人々の要求が、とくに受験競争がはげしくなるとともに、高まりはじめたとき、その要求に抵抗するすべをほとん

ど持たなかった。それは、学校教育体系の一部に、否応なく組みこまれていった伝統主義的な、人間形成重視の学校の場合にも同様であった。生徒の関心や要求は、人間形成よりも進学準備のための、効率的な知識の習得にむかひ、人間形成的な役割をもった教科外活動も、それへの障害として、次第に排除され、中学校の教育機能全体が、学歴主義の支配下におかれようになっていく。鳳鳴義塾がたどったのは、まさにそうした変容の過程であった。

以下、これまでその概略をみてきた学歴主義の制度化の動きが、その本流からはもっとも遠いところに位置した、鳳鳴義塾という一地方の中等教育機関に、どのような形で及び、それをのみこんでいくのか、学校組織、生徒文化、学生生活、社会的機能の4つの側面からみていくことにしよう。

(天野郁夫)

III 学校組織の変遷

本章では、地方の一中等教育機関である鳳鳴中学の学校組織の変遷過程を具体的にあとづけることにより、わが国における学歴主義の制度化の過程をみるとしたい。

鳳鳴中学の前身校は、明治9年に設立された篠山中学校であるが、明治11年、郡立中学校となつたあと、17年、いったん廃止されている。同年、中学校の水準向上をめざす文部省が、「中学校設備規則」を定め、基準にみたない学校を、中学校として認めないこととしたのが、その理由である。この規則の実施によって、郡町村立中学校は91校から34校に激減した。しかし、翌18年、鳳鳴は私立の各種学校として、旧藩主青山家の手で再興され、明治32年に私立中学校、大正9年に県立中学校といふ変遷をたどることになる。ここでは、明治32年の各種学校から中学校へ、大正9年の私立から県立へといふ、学校組織の変更の2つの時点に焦点をあて、そこに学歴主義の制度化の進行が、変更を迫る要因として、いかに大きな役割を果たしていたかに、分析を加えることにしたい。

A 各種学校から私立学校へ

1. 学歴主義の制度化の影響

明治19年の諸学校令により、各段階の学校間の接続関係が法規の上で確立されたことは、既にみた通りである。1県1校に限定された尋常中学校の卒業者だけが、高等中学校への正規の進学資格を持つことになり、それまでの多様な中等段階の学校は、その正規の中学校と、少数の私立中学校をのぞいては、すべて各種学校に類別され

ることになった。しかし、それはあくまでも法規上のことであり、実態はそれとは遠いところにあった。即ち、高等中学校が入学者に要求する学力と、尋常中学校の教育の現実の水準との間には、依然として大きな落差があり、また県立中学校の間にも教育水準の格差が甚しく、進学希望者の多くは中学校を中退して、東京所在の予備校的な各種学校に学び受験準備をするというのが、一般的な傾向だったのである。こうした点で、各種学校と中学校との間には、ほとんど差がないというのが、明治20年代前半の実状であった。従って、各種学校であることは、鳳鳴にとって、何ら問題はなかったといってよい。

ところが、明治20年代の後半になると、尋常中学校の教育水準も充実・向上し、法規上の諸規定が、ようやく実際に効力をもちはじめる。中学校の卒業資格が、入学の基本的な資格要件とされるなかで、卒業資格、すなはち「学歴」を付与しない各種学校は、生徒の募集、あるいは確保の点で、著しく不利を免れなくなつていったのである。そうした事態について、鳳鳴の関係者は、「今日ノ儘ニシテ捨て置カムルカ只衰微ヲ招クノミニ止ラズ遂ニハ廃校ノ不幸ヲ観ルニ至ルヤモ未タ知ルヘカラス」⁴⁷⁾と危惧の念を表明しており、また当時の在学生も「認可中学でなかったために、大学予科などの入学受験には更に他の学校に入って資格を得る必要があった」⁴⁸⁾とし、正規の中学校ではなかったことが、生徒にとって大変「難儀」であったと回顧している。学歴主義の制度化に基礎を与える学校教育体系のシステム化は、このような形で地方の一各種学校にも及び、鳳鳴に何らかの対応を迫ることになった。

こうした学校教育体系のシステム化とも関わって、学歴がさまざまな諸特権と結びつき、社会的に資格として重要性をもつようになるのも、すでにみたように明治20年代である。中学校に関しては、教員の検定制度、官僚任用制度、さらに、兵役に関わる諸特権が重要であった。

即ち、明治24年の「教員検定等ニ関スル規則」は、中学校あるいは文部大臣によってそれと同等以上と認可された学校の卒業生に対する検定試験免除の特権を定めており、明治26年の「文官任用令」(第2条)は、府県立中学校の卒業証書を持つ者には、無試験で判任官候補者としての待遇を与えることを規定している。

鳳鳴はもともと旧篠山藩士族の子弟の教育を目的として設立されたものであり、実際に士族の占める比率は高い。継承すべき家業をもたない士族にとって、教員、官僚など近代的組織のなかでの俸給生活者は、それまでの彼らの生活様式や文化からいって最も転身の容易な職業であったが、それらの近代的組織は学歴主義的な秩序

の支配する世界であり、学歴の有無が、任用だけでなく昇進、昇給にも決定的意味をもった。各種学校のままにとどまることは、各種の特権と無縁であるだけでなく、これらの組織への、また社会的上昇移動への「ビザ」とも無縁であることを意味したのである。

諸特権のうちもうひとつ重要な意味をもったのは、兵役に関する特権である。徴兵令第11条は、中等以上の学校の卒業者に対する一年志願兵の制度を定めているが、兵役の年限短縮や予備・後備の将校資格と結びついたこの制度の適用にあずかるか否かは、中学校の生徒にとってきわめて重要な問題であり、とくに学生の授業料で経営の主要部分をまかなわねばならない鳳鳴のような私立学校にとって、死活問題であった。後にみると、鳳鳴が正規の中学校としての認可を得べく努力する過程で、当時の文部次官菊池大麗と鳳鳴関係者との間で次のようなやりとりがかわされている。

「……且ツ菊池次官ノ注意ニ然ル上ニテ益其成長ノ良好ナルトキハ……(中略)……文部ハ陸軍省ニ保證シテ一年志願兵モ亦無試験ニテ許ルサルコトヲ得ルニ至ルヘシト云ハレタリ

福原参事官ノ談ニハ一年志願兵ハ無論ノ事ニシテ尚ホ陸軍補充條例指定学校ト為スヲ得ベシ云々」⁴⁹⁾

ここでいわれている陸軍補充条例とは、私立中学でも文部大臣の指定を受けていれば、卒業者に士官候補生としての採用資格が与えられることを定めた規則である⁵⁰⁾。文部省は鳳鳴が経常費を増額し学校の経営基盤を安定させるなら正規の中学校として認可し、兵役に関する諸特権を与えることを約束したのである。鳳鳴自身にとっても兵役上の特権は正規の中学校としての認可をえる重要な目的のひとつであった。

鳳鳴はまた、公立中学校制度の整備によっても、きびしい立場にたたされていた。明治19年の中学校令は府県立中学を1府県1校と定めたが、進学要求の高まりとともに明治24年にその規定が緩和され中学校の新增設が認められ、明治27~8年の日清戦争の後、府県立中学校の増設が相次いだ。(表1参照)

兵庫県の場合でいえば、明治29年に神戸、豊岡、翌30年に洲本・龍野・柏原と、県立中学校が設立され、明治28年には県下1校だけだったものが、30年には一挙に6校に増加した。とりわけ隣接する氷上郡の柏原に中学が設立されたことは、鳳鳴にとっては、衝撃的事件であった。

「現今鄰郡氷上柏原町ニ縣立ノ中学ヲ興シ日々益々隆盛ニ赴カムトス是レ國家ニ取リテ極メテ慶事ナリト雖モ我カ鳳鳴義塾ニ於テハ非常ナル災厄ヲ蒙リタルノ感

アリ」⁵¹⁾

未だ正規の中学校の資格をもてない鳳鳴にとって、それは学校の存続を左右する事態の発生であり、まさに「非常ナル災厄」であった。上級学校への進学資格を含む諸特権の獲得の問題だけではなく、近隣に県立中学校が設立されたことは、鳳鳴の中学校としての認可獲得運動に一層の拍車をかけることになった。

明治20年代に入って、急速に進んだ学歴主義の制度化は以上のような形で鳳鳴に影響を与えるものであった。鳳鳴がそれらの問題にどのように対処し、解決を図ったのか、次に、その過程をみることにする。

2. 凤鳴の「抵抗」

まず最初に、鳳鳴が選んだのは各種学校のまま中学校と同等程度の認可を受けることによって、諸種の特権にあずかる道であった。それにはいくつかの条件、特に年間2400円以上の利子収入を生むだけの基本財産をもつという条件をみたさなければならない。

鳳鳴は、明治26年に、「一、擴張ノ規模、私立學校ニシテ中學資格ノ認可ヲ得ントスルニハ經常費一ヶ年二千五百圓ヲ生スル所ノ元資ヲ備ヘザル可カラズ」⁵²⁾として、募金運動を開始する。明治18年に鳳鳴義塾として再出発して以来、青山家からの年々の経常費の補助をうけて学校を運営してきたが、その金額では中学校の資格を得るには足りない。せめて募金運動により財政基盤を安定させ、教育条件を整備し、中学校と同等程度の認可を得ようと図ったのである。

翌27年には願書を文部省へ提出するが、却下され、徴兵令第11条による特典を得ることはできなかった。「経費不充分諸般設備不完全の儀を以て許可不相成」⁵³⁾というのが、その理由であった。募金の結果が目標金額に至らず、施設の整備ができなかつたのであろう。そこで、「此際ハ公家(筆者注: 青山家)并郡民共非常の奮發致以て飽迄本塾儀も完全なる尋常中学たら志めざる可らず」⁵⁴⁾との決意のもとに、新たな方策をさぐることになる。

その新たな方策とは、「先般鳳鳴義塾ノ特別認可願書却下以来御本邸令扶ハ上意ヲ受ケ更ニ一步ヲ進メ管理學校ヲ出願スルノ目的ヲ以テ之ヲ學事顧問官ニ謀リ百計研究ノ折柄……」⁵⁵⁾とあるように、管理学校となる道であった。明治30年のことである。先にみたように(第Ⅱ章)諸学校通則による県の管理学校となれば、公立中学校と同等の待遇をうけ、かつ、私学としてもっていた独自性を從来通り保持できるからである。

しかし、管理学校となるための条件は、各種学校の今まで特権を得るためのそれよりも厳しい。特に経費面に

おいてそうである。とくに、明治30年には、「從来一時ニシ五千円ヲ寄託スレハ成立チシ事ノ解釈ヲ改メ五千円ノ利子ヲ生スル基本金ヲ所轄廳ニ寄付セサレハ管理学校トナスヲ得サル旨」⁵⁶⁾が府県知事に内訓されており、条件は一層厳しくなっている。それにも関わらず、青山家はその世襲財産を基本金とし、管理学校化を出願しようとしたのである。これを主導したのが、東京の青山家の令扶と学事顧問官であって、「篠山表ニ於テハ最初ヨリ只認可学校出願ノ議アルノミ」⁵⁷⁾であった。即ち、青山家としては、「完全なる尋常中学」校となることを希望し、世襲財産の寄付により管理学校化を図ったのである。

それに対し文部省は、「其財産(筆者注；青山家の世襲財産)ハ所有權ヲ官ニ移スコト能ハサルヲ以テ如何ナル理由ヲ申シタルモ其願意ハ決シテ許スベカラサル」⁵⁸⁾ものと却下する。これに対し、青山家の後見が、文部次官菊池大麗と直談判するなど裏工作も試みられるが、結局不成功に終った。そこで、

「御後見ハ再度菊池文部次官ヲ其亭ニ訪ハレ御懇談ノ末青山家ハ其經營トシテ特ニ金四千円ヲ世襲財産利子ノ内ヨリ支出シ他ノ一千円ヲ義塾ノ資本金並ニ授業料ヨリ支弁シ経常費ヲ都合五千円ト定メ而シテ設備費ニ青山家ヨリ一時金三千円ヲ寄付シ尋常中学ノ程度ニ至ラシムルノ計算ヲ以テ諾否如何ヲ迫ラレタル結果ハ稍クニシテ認可願ヲ許可スルノ承諾ヲ得ルニ至」⁵⁹⁾った。5000円の経常費を青山家が負担することで、ようやく明治32年、私立中学校としての認可を得ることができたわけである。明治26年以来6年間の努力の結果であった。

鳳鳴が中学校としての資格を得る過程で、常に悩まされたのは財政問題であった。旧篠山藩は6万石の小藩であり、旧藩主青山家の財政も決して豊かではなく、青山家では学校経費の捻出のために、自らの生活をきりつめるほどであった⁶⁰⁾。こうした犠牲をはらって負担することになった5000円の経常費に対する報酬が、中学校としての認可に伴う兵役に関する特権であり、また、「高等学校ト聯絡ヲ画シ其学生ハ無試験ニテ高等齋ニ入ルノ榮ヲ得」⁶¹⁾という高等教育機関進学のための資格であった。

ところで、鳳鳴はなぜ県立への移管の道を選ばず私学としての存続の方策を探ったのであろうか。学校経費の捻出に苦労しながら、私学にとどまろうとしたのは、設立時に明示された独自の教育理念を守るためにあったと思われる。既にみたように、熊本の済々齋は、各種学校のまま諸特権を得ようとし、高知の海南学校は、管理学校となる方法をとったが、これらはいずれも学歴主義の制度化の波にのみ込まれ、私学としての独自性を喪失しまいとする、伝統主義的な学校の「抵抗」の姿勢をあら

わすものと解釈することができる。鳳鳴は、済々齋や海南学校のとった方向をとろうとし、そのいざれにも失敗したあげく、正規の私立中学校として認可を得た。その明治32年には、管理学校の制度が廃止されている。私学の独自性を守る道は、既に私立中学校となることの他になかった。そして、この道を選んだ伝統主義的な学校は、ごく少数にすぎなかったのである。

B 私立から県立へ

1. 「抵抗」の終焉

旧藩の系譜をひく伝統主義的な中学校のほとんどが、明治30年代前半までに県立へ移管され、公教育システムの一部にくみこまれていったのに対し、鳳鳴の県立移管は大正9年であり、他に比べて著しく遅い。

明治32年に私立中学校となって以来、鳳鳴に卒業まで在学する生徒は著しく増加し、生徒数の確保の問題は一応解決する。鳳鳴にとって明治30年代は、中学校として生徒の要求を満たしつつ、私学として独自の教育を行なうという、最良の時期であったといえるかもしれない。

しかし、鳳鳴が中学校として認可を得る際の最大の問題であった財政問題は、その後も懸案事項であり続けた。経常費はいつも不足し、県費や郡費の補助をあおぐべく陳情をくり返し、それでも不足することが多く、青山家からの特別出金で補填することが再々であった。特に大正期には財政状態は逼迫し、年間予算額は兵庫県下の中学校のうちで最低、しかも際立って低いという状態が続いている。そして、ついにこれ以上青山家に依存して経営することが不可能となり、廃校か、あるいは存続を願うのなら県立移管という二者択一を迫られる時がやってくる。様々な議論がくり返された後、学校存続を第一に考え、関係者が選んだのは県立移管の道であった。こうして大正8年、兵庫県に宛てて県立移管の請願書が提出されるに至る。

「……右ノ如ク設備完成ノ為ニ一時の出費ヲ要シタルコト頗ル巨額ニ上ルノミナラズ規模ノ擴張ニ伴ヒ経常費モ亦タ年ヲ追フテ增加シ塾主ノ徵力ノミニテ之ヲ支辨シ難キヲ以テ明治三十四年度以後年々多額ノ縣費御補助ヲ仰ギ又同三十五年度以後多紀郡ヨリモ補助ヲ受ケ僅ニ之ヲ調達シ來リシテ大正七年度以後ハ時局ノ影響ニ由リ頓ニ経費ノ膨張ヲ來シ本年度塾主ノ出金額壹万圓ヲ超過スルニ至リ來年度以後ニ於テハ更ニ一層ノ増加ヲ免レザルコトト存候然ルニ塾主ノ資力ハ到底此負擔ニ堪ユルモノニアラザルコト年々縣費御補助請願ノ際ニモ具陳セル処ニ有之今後ノ維持經營ニ任スルコト寧ロ不可能ト申出外無之次第ニ御座候……(中略)…

就テハ如何ニモ之ヲ継続シ尚時世ノ進運ニ應シテ今後ノ發展ヲ期シ度併セ其途只縣立トシテ御經營ヲ願フ外無之ト存候。⁶²⁾

この請願書によれば、大正8年度の塾主青山家の出金は、10,000円を超過し、それが県立移管の引き金になったとある。鳳鳴の年間予算は、それまでほぼ塾主出金4,000円、県郡費補助4,500円、授業料5,000~7,000円という構成になっており、合わせて13,000~15,000円であった。これと比較すれば、大正8年度の特別出金10,000円がいかに高額であったかがわかる。しかも、その特別出金が来年度以後は更に増加の見込みであり、「塾主ノ資力ハ到底此負擔ニ堪ユルモノ」ではなくなったのである。

この請願書は受理され、大正9年、鳳鳴はその経営・教育のすべてを県に委ねることになった。明治9年以来、半世紀にわたった青山家と鳳鳴との制度上の関係は財政の破綻によって断たれたのである。結果的にみれば、鳳鳴は学歴主義の制度化に最も遅くまで「抵抗」し、公教育システムへの統合を拒否した学校のひとつということになる。しかし、その抵抗も、常に悩みの種であった財政の破綻により、終りをつけざるをえなくなる。その「抵抗」を支えてきたのは、何よりも学校設立時に明示された德育=人間形成重視という伝統的な教育理念・方針であり、それを維持しようとする青山家の努力であった。これらが、長期にわたる抵抗を可能にしたといってよいであろう。

2. 県立移管をめぐる葛藤

県立への移管は、財政の安定と教育条件の向上をもたらすであろうが、反面、鳳鳴を鳳鳴たらしめてきた教育理念の喪失と公立中学校への同化の危険を孕んでいる。県立移管にあたって、当然のことながら学校内には様々な葛藤が引き起こされた。その主だったものをみてみよう。

鳳鳴義塾出身で郡会議員、県会議員を歴任した斎藤幸之介は、

「七八月頃より鳳鳴義塾縣營移管の噂があり青山家に於ても内々運動せられつつあることを聞き、私は非常に遺憾に思ひ、何処までも私立として忠誠公の遺志を尊重し、私学の長所を發揮すべきことを高調し、左記の如き反対意見書を印刷に附し、郷友先輩に配附すべき考」⁶³⁾で、県立移管反対運動を企てている。この企ては未然に発覚し、単なる企てに終ったが、県立移管をめぐって関係者の間に起こった葛藤がいかに大きかったかを想像させるに充分であろう。

県立移管に反対した理由について斎藤は、次のように

回顧している。

「私は、今猶當時理想として居った千偏一律の官學万能を排し、權威ある、特色ある私學の存在を必要とする意見は毫も改變の必要を認めず、寧ろ益々其必要を痛感するものである。」⁶⁴⁾

県立へ移管すると私学の特色が失なわれ、「千偏一律」になることを彼は恐れたのである。ここでは、私学の個性と官学の無個性とが対比されているが、それは、私学の人間形成教育と公立中学校の知育中心主義教育との対比であったといつてよい。

また、当時の教員の一人は、

「義塾は永久私立たることを要す。生徒は少数と雖も、特権皆無なりと雖も（一年志願兵、普通文官無試験採用等の待遇）決して憂ふるところにあらず。……（中略）……義塾に一種の異彩を放ち塾風を馴致し原因は當時毫も官権の干渉を受けず、独立独歩單に市瀬雨山なる人格者を目標として感化誘導せられた結果に外ならず。」⁶⁵⁾

と主張している。鳳鳴が、「官権の干渉」を受けず私立であったために、人格者を目標として感化する教育、即ち、德育=人間形成教育を行なうことが可能であったというのである。この人間形成教育こそが、斎藤のいう、「私学の特色」=長所なのであり、それを行なわない官学が、「千偏一律」と批判されるのである。両者とも、設置主体が府県になることで、経営面のみならず、教育理念や方針にまで管理統制が及び、人間形成教育が不可能となる状況を恐れ、移管に反対したのである。鳳鳴の教育の独自性を守り抜こうとするこうした態度が、他の類似の中等教育機関と比較して遅くまで鳳鳴を私学の地位にとどませた最大の理由とみてよいだろう。結局、「抵抗」をしえず、県立に移管された時、

「嗚呼丹波篠山鳳鳴義塾も茲に名を潜めざるを得なくなつたか。本塾教員として深く痛嘆に堪へない。世の中より葬り去らるるかと悲哀の涙に袖を濡らした」⁶⁶⁾教員も多かったという。当時の学校関係者の間で、鳳鳴の教育の独自性がいかに誇り高く認識されていたか知られる。

ところで、鳳鳴の県立移管が問題になった頃、新聞には次のような論評がなされている。

「如何に鳳鳴が窮状にありと言え隣郡柏原に県立中学あり而も同地方は年々辛うじて定員を得るに過ぎざるに今次鳳鳴を縣營とするは不可なり斷じて縣營を許す可からず」⁶⁷⁾

「縣營として經費の一部を子爵家より年々支出せしめて学校を維持するが縣教育上得策なり」⁶⁸⁾

これらもまた鳳鳴の県立移管に対する反対意見であるが、そこでは鳳鳴の独自性は論拠とされず、移管は単に他の県立中学校との関係、経費負担の問題としてとらえられているにすぎない。部外者が学校を評価する基準として、県立中学校を中心とした一元的な尺度が存在したことがわかる。

大正中期というこの時期において、すでに学校は公立を正統とし、私立はその発行する学歴の流通性において、あるいは、実際の教育条件において劣位にあるものと抑えられていた。鳳鳴が教育理念や方針の独自性をどれほど強調しようとも、それを積極的に受け入れて認める見方はそこには存在しなかった。学歴主義イデオロギーは、すでにそこまで浸透していたのである。

こうした学歴主義イデオロギーは、実は独自性を強調した鳳鳴にも、早い時期から様々な形で影響を及ぼしていた。独自性がいわれながら、その具体的な内容は次第に変容を余儀なくされつつあった。次章では、その鳳鳴の教育の独自性を学校文化の視点からみてゆくことにする。

(吉田 文)

IV 学校文化の変容過程

A 教育理念

1. 軍人養成と人間形成との調和の時代

鳳鳴義塾のきわだった独自性は、学校創設時の教育目標にある。すなわち、軍学校入学者のための準備教育を行なうことを主要な目標に掲げており、そこには創設者の意志を明確にみることができる。創設者青山忠誠は当時唯一の華族出身の陸軍士官であったが、佐幕派であった同藩の郷党子弟の立身出世=「尽忠報国」の捷径は軍人を、より具体的には軍学校をめざすことにあると考え、鳳鳴義塾を創設した。その校是は「勤儉尚武」であり、明治20年忠誠の死後も、基本的に教育方針として引きつがれた。私立中学校としての認可を受けた際の教則には、「陸軍士官学校海軍兵学校其他高等ナル諸学校ニ入ラント欲スル者又ハ実業ニ就カント欲スル者ニ須要ナル教育ヲ施スヲ以テス」⁶⁸⁾とあり、軍学校入学者の準備教育という目的は筆頭に掲げられている。私立としての独自性の1つにこれをあげることができよう。

この忠誠の教育方針を実践する上で、中心的役割を果たしたのは市瀬禎太郎であった。市瀬は忠誠の信望の厚かった漢学者で、島田重礼に学び、鳳鳴がまだ中年学舎時代の明治10年、請われて教師となり、15年に初代塾長となった。以後、忠誠の死後明治21年に退職するまで、鳳鳴義塾の独自の校風を作り上げる上で重要な役割を果

たした。市瀬は、また、自宅に竹翠雨香塾という漢学塾を開いていた。一般に私塾において生徒は教師の学問と人格とを慕って集まり、教師はその持てる知識の教授を通して生徒の人間形成を図るという、師弟の個人的結合が教育を成り立たせている。市瀬の私塾もその例にもれず、市瀬は鳳鳴義塾の生徒をはじめ、学風を慕ってやってくる青年と起居を共にし、儒教的な徳性の涵養につとめた。市瀬は、私塾における師弟の密接な結びつきを鳳鳴義塾にもたらそうと、教師自らが人格者になって生徒の德育=人間形成を図ろうとした。これが鳳鳴の独自性を表わす第2のものであろう。

市瀬のめざした儒教的な德育主義の教育は、「学制」の規定に象徴される西欧的な知育中心の中等教育とは、明らかに対立的な性格をもっていた。しかし、それは決して例外的な存在ではなかった。なぜなら、わが国はすでに藩校や私塾における、漢学中心のよく整備された中等レベルの教育の長い伝統をもっており、維新時に設立された中等教育機関は、その伝統と蓄積された人的物的さらには文化的制度的資源と無関係でありえなかつたからである。明治10年代までに設立された中等教育機関の大多数は、その実体において漢学主体の教育機関であった。しかし、それはあくまでも過渡的現象であり、これら伝統的タイプの教育機関は淘汰され、学制の理念にもとづく近代西欧モデルの中等学校にとってかわられる。

鳳鳴は、その中にあって、最後まで伝統に固執しつけた中学校の1つである。それは德育=人間形成教育を行ないつつ、軍学校入学者を多く輩出するという両立が可能であったことによるところが大きい。

市瀬の時代に在職した教員は、当時を振り返って、「塾長が此の如き人格なれば、教員も亦品行方正、道徳堅固にして師表たるに恥ぢざるなり。生徒もまた此の時代は師に対する敬礼を守り、師弟の情誼蕩然として掬すべきものありし」⁶⁹⁾状況にあったという。教師は人格者であり、それが生徒の教育に何よりも必要とされた。

明治29年に赴任した教師は、「尾河氏（筆者注、塾長代理）は着実質素の人格者で、教育者としては模範的人物であった。私は義塾がすぐれた塾長を得たものだと思ひ、この人の指導の下に職務を行なふを楽しみとした」⁷⁰⁾という。教師と教師とを結ぶものもまた人格なのである。教師間、教師一生徒という学校における人間関係の紐帯が「人格」であった。こうした中で、人間形成を重視する教育は行なわれたのである。少なくとも明治30年前後までは、校是である「勤儉尚武」に象徴される德育=人間形成的教育は実際に行なわれていたものと思われる。

2. 進学準備教育への傾斜の時代

学校が小規模であり、かつ個人的影響力が強い間は、人間形成を目的とする教育は効果を發揮する。しかし、学校教育体系のシステム化がすすみ、独自の教育理念、方針を掲げた私学に対して、政府の管理、統制が及ぶにつれ、人間形成教育は次第に知育中心教育にとってかわられるようになる。さらにシステム化により中学校が進学のための唯一の階梯となるにつれ、そこでの教育が進学準備に傾斜することは免れえない。わが国の中学校においては、知育中心の教育が進学準備教育に非常に同調的な性格をもつものであった。

鳳鳴の場合は、小規模かつ市瀬禎太郎の教育の影響力が濃厚であり、さらに、私立中学校時代が長く続いたこともあって、「勤儉尚武」に象徴される德育=人間形成を行なうための土壤が強固につくられていた。

しかし、それも明治30年代後半からは変容はじめ、徐々に進学準備が教育の中心課題となってくる。それを促す制度上の要因として明治32年正規の中学の資格を得たことが挙げられる。正規の中学となって以来中退一上京一受験というパターンは減少し、卒業時まで在学する者が著しく増加する。それは、在学中に受験にみあう学力を身につける教育が要求されるようになることを意味するものであり、学校が進学準備教育に傾斜する素地をつくる結果になった。

鳳鳴の教育の進学準備教育化を著しくおしすすめたのは、明治41年第5代塾長園田定太郎である。就任当時の鳳鳴は既に、「所謂勤儉尚武の學風も漸く其眞髓を失って徒に形式に流れんとする傾向」⁷¹⁾があった。そのうえ、「生徒の學力劣等の者多く、教師は努力に報いられるだけの成績を上げ得ない。所謂張合がない」⁷²⁾上に、「多数教員諸氏の教授法が如何にも拙劣不用意で、教授能率低き」状態⁷³⁾であった。それらを改善することが何よりの目標とされた。その改善とは市瀬のめざした人間形成教育の回復ではない。いかに効率的に知育中心の教育を行ない、生徒の学力向上を図り、進学者を多く輩出するかである。もはやあと戻りはできない。大正期になるとその傾向は一層強固なものとなり、当時の教員は、「人物養成ということと入学試験にパスする方法を教へるということは実際問題両立しがたい点をもっている。⁷⁴⁾」と明言してはばかりなかった。この教員が、入学試験にパスする方法を教えることを重視していたことは、言うまでもあるまい。

ところで、創設時のもう1つの教育目標である軍学校入学者の養成はどうなったであろう。確かに明治32年の教則は、依然として軍学校入学者のための教育を掲げて

はいる。しかし、明治30年代後半から進学準備教育への傾斜がはじまると、軍学校進学は主要な目的とはされなくなる。多様化する生徒の進路希望にどう応じてゆくかの方が重要な課題となっていくのである。人間形成教育を前面に押し出すことのできた各種学校時代の方が、生徒を軍人志望に向けることは容易であった。青山忠誠の意図した軍学校入学者の養成という目標を実践する上で大きな役割を果たした、德育=人間形成教育が失なわれていく明治30年代後半は同時に、軍人養成の側面が弱まってゆく時期でもあった。

学校創設者の青山家にとっては、こうした状況は、意に反するものであり、大正4年には鳳鳴義塾に対して、異例の訓示が出されている。

「近時本塾教育ノ実績ヲ察スルニ教育ノ形式ニ属スルコトハ進歩ノ迹観ルベキモノアルガ如シト雖モ其ノ精神教育ニ至リテハ本塾ノ期スル所ニ及バザルコト尚遠キノ感ナクンバアラズ夫レ人材ノ養成ハ其ノ精神教育ヨリ重要ナルハナシ生徒一般ノ士氣振ハズ誠趣陋劣ナルガ如キコトアランカ各科ノ智識技能ノ教育ノ如キ仮令其ノ成績ニ見ルベキモノアリトイヘドモ取ルニ足ラズ」⁷⁵⁾

人材養成のための「精神教育」即ち、人間形成教育がないがしろにされているのは、創設時の目標からの乖離ではないかというのである。青山家としては、「各科ノ智識技能ノ教育」即ち、専門分化した近代カリキュラムにもとづいた知育中心主義教育における成績の向上よりも、精神教育の衰退の方が問題であった。教育の本質は精神教育であり、知識の教授はその手段にすぎないという、訓示に示された考え方は、知育中心の進学準備教育とは明らかに対立するものである。鳳鳴の教育は、勤儉尚武を校是としながらも、それは次第に形式に墮し、進学準備教育に傾いていったのである。

B 教育課程

教育理念を実体化していく場面として、1つは、教育課程の実践の場があり、また1つには、学校行事など教育課程外の諸活動がある。学校教育体系のシステム化は、教育理念の知育中心、進学準備教育中心への変容をもたらすが、そのことは、必然的に、理念を遂行するこの2つの場面にも影響を及ぼす。具体的には、英数国を中心とする専門分化した近代的カリキュラムが編成され、それを実践する教師集団も初期の漢学者あがりの教師から、近代教育をうけたそれへと変化する。教育課程における平準化がすすめば、伝統的な人間形成教育の理念は教授の場面からは排除される。それが、継承される場がある

とすれば、それは、教育課程外の学校行事の他にはない。本節では、まず理念の変化が教育課程にどのように及んでいったのかを、カリキュラム編成と教授形態を中心に検討してみたい。

1. カリキュラム

文書の形で正式に残されているカリキュラムの最も古い時期のものは、明治31年、私立中学の認可を得る際の願書に記されたそれである⁷⁶⁾。これを見ると、修身が週に1時間、国語・漢文7時間、英語7時間と、当時の公立中学と同じである。その後の改訂でも、ほとんど変更はない。従って、鳳鳴義塾では私立中学になる際に、すでに中学校令に準拠した近代的なカリキュラム編成がとられていたことがわかる。

ただ、それが実際のカリキュラム運用を意味するものではなかったことに注意しなければならない。たとえば、明治31年の卒業生は、「自分等の在學當時は漢文は倫理と合わせて一週十數時間はあり、體操は生徒隊を編成して毎日一時間半乃至二時間もありました。⁷⁷⁾」とのべている。ここからは、漢文を基調とした授業、即ち、儒教的人間形成教育が中心で、英・数を中心とした近代カリキュラムとは程遠い実態が浮びあがってくる。

それ以前の儒教的人間形成を主たる教育理念としていた各種学校時代については、例えば、明治10年代初期に在職していたある教員は、「當時の学科は英語・漢文・数学・地理・歴史にして教員が5名なりと記憶す」⁷⁸⁾と一応カリキュラムはあったものの、實際には、「教育の方針は最も重きを倫理道德に置き、修身齊家を主眼として教授もすれば奨励もする」⁷⁹⁾状況であったと回顧している。

「十五年三月市瀬禎太郎先生が校長となられてからは、何事も文部省の規程に拠らなければならぬという方針で、教職の補充と設備の拡張に努力されて大に面目を更めんとする好運に向かった」⁸⁰⁾が、明治20年前後になっても、「教課は勿論普通学なりと雖も、最も重きを置かれたるは漢学（筆者註；漢文ではない）英語を第一とし」⁸¹⁾その他の学科は副次的位置にあった。特に漢学については「竹翠雨香塾の講学と相待って滔々全盛の域に達し」⁸²⁾ており、これに対して「英語は中年學舎の時代に創始し當初隨意科として設けられ生徒の中之を夷狄の學なりとして學ぶを屑しとせず、固く執りて終に其の主張を曲げざるものありたり」⁸³⁾というのが実情であった。文部省の規程に準拠する中等教育機関であるとしながら、實際には漢学を主体とした私塾的色彩の強い教育が行なわれていたわけである。

漢学は、もともと中国の古典を読むことを通じて、徳性の涵養をはかるねらいをもった人間形成の学である。

しかし、近代教育体系の中に漢文という教科としてとりいれられたそれは、既に専門分化したカリキュラムの1つでしかなく、人間形成的側面を期待されてはいなかつた。これに対し、鳳鳴義塾では、漢学者市瀬により依然として德育=人間形成教育を目的とする伝統的な漢学教育が行なわれていたとみてよい。

しかし、明治30年代になると、漢文に多くの時間をとられることに対して、生徒の間に不満が高まる。それは裏返せば近代的カリキュラムに基づく知育中心の進学準備教育が行なわれないことに対する不満であった。当時の卒業生は、「自分等の時代の者が最も難儀に感じた事は數学と英語との先生が屢々缺員なりし為めに……（中略）……此等の學力が比較的劣って居た」⁸⁴⁾とか、「由來該入学試験の三大難目たる英漢数に於て、吾が母校在来の教科を見るに、漢學の素養に於ては一頭地を抜いて秀でたるものありしは疑ひなきも、英数の二科目に至りては動もすれば他校に比し遜色なきを保し難きものありき」⁸⁵⁾とのべている。ここからは、鳳鳴の漢文中心の教育が教育理念の実体化のためと同時に、あるいはそれ以上に教員組織が貧弱で、他教科の教員を揃えることができないという事情があったことがわかる。

変則的なカリキュラムについての話がなくなるのは、明治30年代後半になってからである。このころからようやく、名実ともに、英・数・国を主にする進学準備教育が行なわれるようになったとみてよいだろう。

2. 教授形態

明治30年代半ばまで、鳳鳴義塾の教員組織は規定のカリキュラムのもとに教育を行なうのに必要な教員を欠いた貧弱なものであった。特に、中学校の中心教科であり、かつ、受験に必要な英語・数学に欠員が多くかった。これは、ひとえに、待遇の悪さによっている。明治29年に赴任したある教師は、県立師範学校の教諭が月給30円の時代に鳳鳴は、「認可中學校にもならぬ私立の學校で月給は十八圓であります」⁸⁶⁾といっている。

また、ある教員は塾長から、「鳳鳴義塾が中學校としての認可を得ようと思うが、教員の免許状の数が不足してゐる。君は一つ文部省の検定をうけて免許状を今一つとってくれぬか」⁸⁷⁾と依頼され、新たに日本史の検定をうけたと述べている。

明治30年当時は、まだ正規の高等教育機関の卒業者の数が少なかったためもあるが、鳳鳴の教員の出身校をみると、8名中、正規の高等教育機関出身者は、帝大出身の塾長、東京高師出身の教頭のみであった⁸⁸⁾。その塾長が篠山へ赴任した際には、「まだ學士と云ふものが非常に尊く珍しく……（中略）……文學士の塾長が見えたと評

判⁸⁹⁾」であった。その他、出身のわかるものについてみると、東京工手学校、慶應義塾、学農社などで、彼らはいづれも正式の教員免許状をもっておらず、県の仮免許もしくはその出願中の者ばかりであった。

それから10年を経た明治41年当時の教員は16名と倍増し、このうち出身学校のわかる13名中10名は、高等教育機関出身者、さらにそのうち5名が高等師範の卒業生で占められていた⁹⁰⁾。当時の塾長は園田定太郎であるが、彼は優秀な教員の定着を図るために、県立中学校並の待遇が必要と考え、給料を増額し、はじめて退職金制度を制定した。鳳鳴の進学準備教育への傾斜が著しくすむのも彼の時代であり、具体的には、教授細目の製作、予定及進度一覧表の製作、教授法研究会の設置などが試みられている⁹¹⁾。このうち彼が最も力を入れたのは、教授法研究会で、教授能率の向上が目的であった。他方、生徒に対しては、いわゆる能力別学級編成を実施し、個々の生徒把握のために、生徒録の作製も行なっている⁹²⁾。

これらの改革にみられるのは、いかに効率的に知識を教授するか、その手段の模索の試みである。教師と生徒との人格的結びつきの中で、儒教的人間形成がめざされた時代には、効率的な教育方法、いわば、目的達成のための手段が問われることはほとんどなかった。教師は自己研鑽を積み、生徒はそれを体得する。その両者を媒介するものとして漢学が位置づけられる。市瀬の時代はまだそうした時代であったと考えられる。教育理念の変化、近代カリキュラムへの移行は、教授形態の変化をもたらす。明治30年代後半は、その転期であった。

C 学校行事

中学校の教育課程が全国的に統一され、平準化されていく中で、学校行事はそれぞれの学校の文化的な独自性を最もよく表わすものとなる。鳳鳴の場合にも、独自の学校文化は各種の学校行事を抜きに語ることはできない。鳳鳴を鳳鳴たらしめていたのは、教育理念や教育課程よりもむしろ、学校行事にあったといつても過言ではないだろう。学校行事はいったん組織されると、比較的永続性をもち、学内でも学外からもきわめて可視的なものになる。鳳鳴を特色づける主な学校行事は、鍊磨会、弊取り、武装旅行の3つであるが、これらはいづれも明治20年頃から県立移管まで続き、生徒の人間形成面に大きな影響を及ぼした。ただ、これらの学校行事も鳳鳴の学校としての発展の過程で、次第に所期の目的とは異なった意味や役割を持つようになっていく。以下それらを具体的にみることにしよう。

1. 鍊磨会⁹³⁾

鍊磨会は、学校の秩序維持を目的とした生徒の自治組織として、市瀬の発案で明治20年に設立された。当初は卒業生を中心に若干の上級生が加わった学外組織であったが、次第に上級生が中心となり、教員も臨席する学内組織となっていく。論語を輪読し、時事問題の研究を行ないながら、自己研鑽による人間形成をはかるというのが主たる活動の目的であったが、学外から学内へと移行することによって、生徒の自発性とは関わりのない半強制的な学校行事となり、その後さまざまな問題を投げかけることになる。

鍊磨会がその目的に沿って円滑に機能していたのは、最初の約10年間だけであった。明治30年前後からは、組織が大きくなるにともない権力が一部の生徒に集中し、その結果として、例えば上級生が鉄拳制裁を用いて下級生を服従させる、不良のレッテルをはられた学生を退学させる、果ては、教師の素行調査を行ない、塾風にあわない教師を排斥する等々の事件を引き起こすようになる。学校側はこれらの行動を行き過ぎとし、明治28年に会を解散させる。しかし、翌年には生徒によって再興され、以前にも増す権力をを持つようになる。そして、明治31年には、全生徒が鍊磨会の指導のもとにおかれ、生徒間に厳密な階級制度が敷かれることになった。

鍊磨会を特色づけるこの階級制度と鉄拳制裁とは、入学者に多大な脅威を与える。このスバルタ的な生徒文化からのがれんために、中退する者も少なくなかったとされている⁹⁴⁾。自らを鍊磨することを目的とした組織が、他を支配するための組織になってしまったのである。

鍊磨会の規則をみると、服装から所持品まで細かい取り決めがなされている。つまり、形式的な規則により生徒の行動を統制しようとしたのであり、それでも統制不可能な場合には、鉄拳制裁により暴力的に行動の規制をはかった。規則と暴力とをもって、生徒の行動を外側から規制しなければ、組織の維持が困難になっていたわけであり、そこには組織の硬直性と人間形成の意味の転換を見ることができる。

明治30年代後半になると、当事者である生徒自身によっても鍊磨会の問題性が意識されるようになり、明治38年、大正2年と2回にわたって鍊磨会のもつ権力を抑制する方向での改革が試みられているが、いずれも失敗に終り、やがては会の存在そのものの意義が問われるようになる。その理由としては、階級制度や鉄拳制裁が時代遅れだという点が強調されるようになるが、その背景には前近代的な上下の人間関係や規則の形式性、暴力の野蛮性だけでなく、教育が進学準備教育に傾斜していくなかで、人間形成を目的とした自治組織そのものが不要視

されはじめた現実があったとみてよい。

このことは、大正6年に設立された新たな自治組織啓成会の消長をみるとよくわかる。設立者によれば、この鳳鳴義塾啓成会は、「鍊磨会が階級制度の下に厳格なる規律をなすと相俟ち、其の足らざるを補って上級下級の別なく温い家庭的な交りをなし、強制的でなく、自由な気分の下に師長の督責を待たず修養せんが為め」⁹⁵⁾に設立されたのだという。鍊磨会の問題性を指摘し、それを改善した組織の結成をはかったのである。自己研鑽による人間形成という目的は、鍊磨会と共通のものであった。当時の篠山新聞は、これについて次のように論評を加えている。

「果たして啓成會なるものの必要ありや否や其の實効永續如何に就て多少の疑問無き能はざる也、抑も中等教育は専門教育に非ず普通知識を養成すると共に德育體育を修めしめ以て智德體三方面の圓滿なる發達を遂げ人格の基礎を造るの機關たるにあり中等教員は其の目的を以て最良の方法最善の努力に依り生徒を教育するを職掌とすべし、即ち啓成會の目的と定むる所は全然中等教育の使命とする所に該當し其の範圍に何等の差違あるに非る也」⁹⁶⁾

ここには、日々の授業に専心すれば、会の目的とするところは充分達成できるはずであり、新たな組織は必要ないという考え方が表明されている。論評はこれに続けて、「學校の目的と全然同一なる理想の下に啓成會を創設するに至る屋上屋を建つるの煩に陥らずんば幸せ」⁹⁷⁾と述べているが、その危惧の通り啓成会は、わずか2年足らずで廃止されることになった。

そして、鳳鳴の名を内外に知らしめた鍊磨会も大正8年、県立移管を前に廃止されることになった。

2. 幣取り⁹⁸⁾

幣取りは真夜中に神社・寺・山中・墓地などに置いた幣を取りに行く、これも鳳鳴独自の学校行事である。明治16年、市瀬の発案で彼の私塾の生徒や、鳳鳴の上級生を中心を開かれていた研究会の席上、胆力養成のために始められた。鍊磨会が明治19年に設立されると、同会の行事にとりこまれ、その指導の下に行なわれるようになった。鍊磨会が学内の組織になると義塾の生徒の学校行事となり、やがては2年生全員に強制される形で定着した。

この幣取りは下級生にとって、本来の目的であった自発的な胆力養成とは程遠い暴力的な行事として、鉄拳制裁とともにおそれられた。明治30年代後半にはその弊害が問題にされ、方法に若干の変更が加えられたが、基本的には同様の形式のまま、県立移管まで続けられた。

幣取りの本来のねらいは胆力養成という行動面での人間形成にあった。それが、上級生が下級生に強制する学校行事にかわったとき、苦痛と脅威をもたらすものに変質した。それは、鍊磨会の変化とほとんど時を同じくして起こった変化であり、明治30年代の学校行事の形骸化を、ここにもみることができる。

3. 武装旅行⁹⁹⁾

明治19年、森有礼により兵式体操が制定される。この兵式体操はいくつかの中学校でとり入れられたが、鳳鳴義塾も、軍学校入学者のための準備教育という目的にかなったものとして採用した。体操の時間は放課後毎日2時間あり、夏休み中さえ行なわれていたという。それと併行して、武器携帯の2~3泊行軍がはじまる。他の中学校では修学旅行にあたる行事であるが、鳳鳴では行事と演習とを兼ねた旅行ということで武装旅行とよばれた。明治28年からは、1~2週間にわたる旅行となる。1~5年生全員の、軍隊式階級制度による班編成のもとに、教員も同行し、自炊しつつ1日8~9里の行軍をした。

困難や欠乏に耐える精神力、体力を養うことが目的とされたが、他の学校行事が次第に形骸化し、批判の対象となるのに対し、これだけは、校是の勤儉尚武を体現するものとして、高い評価が与えられていた¹⁰⁰⁾。県立移管にともない、いったん廃止されるが、私立中学時代に経験した上級生が追慕して、2~3泊の自炊式武装旅行を続けたほどであったという。

他の学校行事が、生徒間の権力関係を規則や暴力で維持していたのに対し、実際に行動しなければならない武装旅行の場合には、形式的な権力関係とは異なる協力を必要とする。そこから生ずる親密な人間関係がこの行事を永続させた一因となったと思われる。

鳳鳴は伝統的タイプの中等教育機関として、学歴主義の制度化に抵抗して、その独自性を保とうと努力した学校のひとつである。その抵抗の支柱として、ここでみた教育実践や学校行事の果たした役割には大きなものがある。鳳鳴の学校文化=校風は、こうした教育課程以外の実践や行事に支えられてきたのであるが、明治30年代後半からは所期の目的とのずれを生じ、それらは次第に形骸化してゆく。同時に、その変化の基底にあったのは学歴主義の制度化の波である。鳳鳴義塾の県立移管は、それが、ついに知育中心の中等教育システムのなかに完全に組み込まれ、独自の校風=学校文化を喪失したことを見せるものであった。

(吉田 文)

V 学校生活の変化

本章では、これまで見てきた学校組織および学校文化の変化が、生徒の学生生活にどのような変化をもたらしたかを、生徒の回想談を主たる手掛かりとしながら、見てゆくことにしたい。

前節までの検討から、県立移管時までの鳳鳴中学の発展の歴史は、おおよそ次の4つの時期に分けて捉えるのが適切と思われる。

- ① 成立期（明治18～28年）
- ② 展開期（明治29～35年）
- ③ 転換期（明治36～44年）
- ④ 移行期（大正1～9年）

「成立期」は、初代市瀬塾長と第二代安藤塾長の時代にあたる。学校規模は小さく、私塾的な性格を色濃く有していた時代であった。中学校としての認可をはさむ「展開期」は、鳳鳴教育が大いに花開いた時期である。この時期、軍人養成学校としての鳳鳴の名声は高まり、学校側の認可へ向けての努力と相俟って、入学者数は飛躍的に増大する。それに続く「転換期」には、中学校としての体裁が整い、それに対応するように教育の質も徐々に変化してゆく。最後の「移行期」は、県立移管に至る時期で、生徒の学力向上という目標に向けて、教育が再編成されてゆくことになる。

以下、生徒の回想談等を手掛かりに、順を追って、それぞれの時期における学校生活の変化のあとをたどることにしよう。

A 成立期

創設時の鳳鳴義塾は、教員が塾長を含めて5名、生徒数が60～70名の小ぢんまりとした学校であった。ある卒業生は、当時の授業を次のように振り返っている。

「当時義塾の教科は勿論普通学なりと言えども、最も重きを置かれたるは漢学・英語を第一とし、之に次で数学・物理・化学等にして、地理・歴史・経済学等は副課的に教科書を学習したるにすぎず。（中略）當時漢学は竹翠雨香塾の講學と相待って滔々全盛の域に達し、当時の学生は義塾卒業の頃に及びては漢学に於て已に有数の学者なりき。英語は中年学舎の時代に創始し、当初隨意科として設けられ、生徒の中之を夷狄の学なりとして学ぶを屑しとせず、固く執りて終に其の主張を曲げざるものありたり¹⁰¹⁾。（下線筆者、以下同様）」

このように初期の義塾は、漢学塾の雰囲気をさながらに伝えるものだった。義塾に先立つ、明治16年頃の公立

篠山中学時代には、「寄宿生は各自が夫々自炊を為し家から米と漬物と塩などを持参して置き、夫で自ら賄った事もあった」¹⁰²⁾ということである。鳳鳴の校風の精華であった鍊磨会の創設期のメンバーの一人は、つぎのような感想を述べている。

「我々は市瀬先生の御薰陶を受けたのですが、それは中学校に於てといふよりも主に先生のお宅に於てでした。かうして先生の御薰陶を受けてゐる内に自然鳳鳴の氣風というものが生まれてきたのです。（中略）市瀬先生の頃から生徒数も多くなり、互に切磋琢磨するやうになって剛健な塾風を形造ったのです。」¹⁰³⁾

「勤儉尚武」という鳳鳴の校風は、市瀬塾長の指導のもとに生徒の家で回り持ちで開かれた、漢書の輪読会を実質とする鍊磨会によって育まれたものであった。市瀬塾長の影響力は絶大であり、彼の助言が生徒らの進路決定に大きな役割を果たしたという。明治18年に、第一期生として4人が卒業していったが、彼らはいずれも上京してそれぞれ上級の学校に入った¹⁰⁴⁾。

この時期の問題点は、「卒業率の圧倒的な低さ」である（VI章表8参照）。これについて、ある卒業生は次のような説明を行っている。

「何故左様に中途退学者が多かったと言ふに、先塾主忠誠公が夙に軍人殊に陸軍志願を奨励せられた遺風に依り、吾々同窓生も大多数陸軍に走り、軍人を志願せざるものは意氣地なしの弱虫と笑された程であったからである。此等の人は三四年級位から東京に上り、入学準備を為し、又其の他の方面に志す者も当時の義塾の学力程度では他の中学校に及ばぬ為め、中途より都会の学校へ転校し、中には余り体操が厳しいとか、又余り『スバルタ』流の鉄血教育が烈しい為め、之を嫌うて逃げ出す人もあったようと思ふ。」¹⁰⁵⁾

「進学のため都会の学校に転校した者」と「厳しい教育を嫌って逃げ出した者」のどちらが数的に優勢であったかは、人により証言がまちまちであるため、断定はできない。だがいいずれにせよ、この二つの要因があったために、「卒業期迄いるのは普通の行き方ではなかった」ことはたしかである。この卒業生のことばを借りれば、当時の義塾は「極めて不経済な教育方針」¹⁰⁶⁾を有していたのである。とはいえ、少なくとも、当時在籍した多くの若者たちにとって、義塾の教育は、決して“不経済”なものとは映らなかったであろう。

ある卒業生は、感慨をこめて、こう語っている。

「……漢学の講義によって精神上の鍛錬を受けたると、……団体生活をなすに最も必要な秩序の観念を徹底的に植ゑ付けられたる点と、……人一倍の強健を保ち

得て居る点と、……事に直面して動ぜぬ胆力を養ひ得たる事は、上級学校へ進むのが二年や三年遅れた位には代へられぬ無上の賜であります、自分は義塾に在学せし事を日夕深く感謝して居るのであります。¹⁰⁷⁾」直接に上級学校へ進めないという不都合があったにもかかわらず、鳳鳴義塾は、当時の篠山の人々にとっての唯一の中等教育機関であった。そして、そこで施される数年間の儒教的な人間教育は、義塾を巣立って行った青年たちに大きな精神的支柱を与えたのである。

B 展開期

開校後、十数年間の間に、入学者の地理的および階層的分布は急速に広がっていった（VI章表5参照）。そして、関係者の努力により、鳳鳴は明治32年私立中学校としての認可を得る。その年には、入学者定員が一挙に百名に引き上げられ、志願者数は192名にも達したという。この時期鳳鳴は、ある意味で全盛期を迎えたのである。

「私の在学して居りました三十年頃は、私立鳳鳴義塾として塾風発揮の高潮時代で……。」¹⁰⁸⁾

「私の記憶する現在の鳳鳴義塾の全盛は、明治三十年を中心とする前後十有余年間ならんかと思ふ。」¹⁰⁹⁾

さらに、入学者の状況について、次のようなことばが残されている。

「県下は元より、遠く他府県からも其名声と塾風を慕ひ、笈を負うて学ぶ者が多かった。」¹¹⁰⁾

「生徒の出身地は郡内に次いで氷上、遠く阪神、南紀、四国、東京などから遊学するものもあった。」¹¹¹⁾

前節でもふれたように、この時期の鳳鳴の教育環境は決して十分に整備されていたとは言いがたい。校舎しかり、教育内容しかり、教員の待遇しかり。このように教育条件という点においては、移管後も、鳳鳴中学校には他の中学校と比較すると、さまざまな遺漏があったようであるが、鳳鳴を鳳鳴たらしめていた「訓育」の側面においては、依然鳳鳴らしさは保たれていた。次のことは、当時の新入生の気持ちを表したものである。

「当時新しく義塾に入った者は進学したといふ喜びよりも、質実剛健なる箴言と厳重なさまざまな戒律の前に寧ろ重き負担と強き緊張を感じたものである。」¹¹²⁾

鳳鳴の尚武の風は健在であり、「さながら軍予備校の観察員であった」¹¹³⁾ほどであった。ある卒業生は、当時の塾風を振り返って次のように語っている。

「第一塾生互の切磋琢磨が盛であったことで、之は時に蛮的に流れる事もありましたが、又一面先輩、先生方に対する敬虔の念は今時の師弟の間には珍しき位立派で、目上の者に対する礼儀の如き外形のみならず、

心から行われ、又質素の風も一入で冬でも和服のシャツは絶対用ひず足袋も穿たず頭髪も互に刈り合ひ所謂虎刈が普通で今思えば面白い姿で活歩して居りました。」¹¹⁴⁾

この時代で特筆されるのは、訓育面における生徒のイニシアティブである。とりわけ、鍊磨会が学生生活に及ぼした影響には甚大なるものがあった。この時期には、鍊磨会はすでに自治組織化しており、校内でかなりの権力を備えるようになっていた。市瀬塾長以来の勤儉尚武の校風は、鍊磨会という自治組織を通じて実質的に維持されていたのである。明治35年度の卒業生は、次のように語っている。

「俺達の卒業した前後は母校黄金時代からいって恐らく其の末期であったらう。然し修身といっては論語の講義があるばかり、講堂訓話が一つあるでは無し、唯生徒相互の砥砺戦闘で勉強もし相互制裁の上に校規が維持せられて居った。真に訓育の実を挙げようとするならば、どうしても生徒の自律自發的活動に俟たねばならないのであるが、我が母校には永らく斯の如き塾風が馴致せられて居たのである。」¹¹⁴⁾

校規の維持にあたったのは、他でもない鍊磨会、そしてその下部組織としての級会であった。主要な統制手段である鉄拳制裁は、「公然として上級生より下級生に又同級生間に行はれた」という。ただしその鉄拳制裁は、単なる物理的な統制手段ではなく、塾生としての精神的なつながりを基盤とした「愛のムチ」として、少なくとも上級生には思念されていた。この卒業生は、次のように続ける。

「厳格と残忍、憎しみと愛、そこには厳然たるけぢめがあり、上級生は下級生に対して真実の兄に等しきものだった。口実ではなく、それは眞の友情から湧き出る手段制裁であった。（中略）温情に満ちた師は塾生の万事に模範であり、上級生は下級生に対して眞の指導をした。そこにこそ鳳鳴の尊いスピリットは厳然として存在した。」¹¹⁵⁾

おそらくこのことばは、いささか理想化されたものであろう。制裁される側には、何らかの理不尽な思いが生じたことであろうし、制裁する側も、必ずしもつねに眞の友情から下級生を殴っていたわけではないだろう。とはいって、この時期、このような師弟関係、あるいは先輩後輩関係が、あるべき姿（「鳳鳴の尊いスピリット」）として指定されていたことはたしかである。時あたかも、わが国は日清・日露戦争を経験していた。鳳鳴のこのような武断的な学校文化は、その時流に乗って育まれたのである。そうした国威発揚の時代が過ぎ、大正デモクラ

シーや足音を聞くに及んで、「勤儉尚武」を校是とする鳳鳴の教育は顛覆をきたすようになる。

C 転換期

中学校昇格後、入学者定員は80名となつたが、しばしば志願者数がそれを下回ることがあり、全員が無試験で入学を許可されることも多かったようである。また年度によっては、志願者不足のために、二次募集が行われたこともあった。入学者の年齢にはかなりバラツキがあり「十八九歳の者も居れば、十三四歳位の者も居る」という状況が続いていた。なお当時は、在校生の半数近くは、明治35年に新增築がなった寄宿舎に入っていたが（明治39年4月では、177名の在校生中、86名が寄宿生だった）¹¹⁷⁾、寄宿生の数は、その後時代の推移とともに減少してゆく。

さて鳳鳴教育は、明治32年に私立中学校として認可を受けた時点から、すでに潜在的に変質しはじめていたと言ってよい。そもそも、さまざまな不都合をなくすために中学校の資格を得なければならなかつたという事態そのものが、学歴主義の制度化の波が篠山の地にも押し寄せてきたことを物語っている。次のとてばは、明治36年度の卒業生のものである。

「従来吾が校の多くは武人を志し、文官・文士といふが如き方面に志す者の甚だ寡少なりしは何人も疑はざる公知の事実たり。吾等は右の事実を見て甚だしく母校の為めに遺憾とし、是非余がクラスによって多数の高等学校の門に入るの栄冠を勝ち得んものと勉励努力怠らざりし。」¹¹⁸⁾

これ以前の時期には、この種の記述は見あたらない。中学校になるということは、他の中学と同じ土俵にのることを意味する。必然的に、鳳鳴は、中学校間の進学競争に加わるようになってゆく。そのとき、「勤儉尚武」を旨とする鳳鳴の学校文化は変容してゆかざるを得なかつた。

この年、鳳鳴は4人の高等学校合格者を出す。上記の卒業生は、次のように続けている。

「斯る事実は一面に於て在来固有の勤儉尚武の塾風を悪化せしめし嫌なしとせずといえども、又一面に於て他府県中学の尚志尚文の風潮を移入し、在来武断的に傾きし塾風に対し、所謂文治的塾風樹立の気運を醸成したるを見る。余がクラスの後半は實に塾風一新の端を啓きたる時代たりしなり。」¹¹⁹⁾

明治40年代になると、さまざまな場所に「進学」あるいは「受験」をテーマとする記事があらわれるようになる。例えば、明治41年の郷友会誌には、東京で勉学中の

卒業生から、受験生である後輩たちに対して、進路選択に際しての心得が書き送られている¹²⁰⁾。そこでは、「家の資産」・「己れの能力」・「家族に於ける己れの位置」の三者をよく勘案した上で、学校を選択すべしということが述べられている。特にここでは、「決して一時の虚榮心や朋友の身の上を羨んで、能力不相応の学校を選択してはならぬ」という忠告がなされていることが目をひく。

さてこの時期の鳳鳴教育の焦点は、次の教員のことばに集約される。

「人物養成といふことと人学試験にパスする方法を教へるといふことは、実際問題として両立しがたい点を持つて居る。然も眼前の問題はひしひしと力強く迫って来る。」¹²¹⁾

これ以前の時代において、このような形で教師のジレンマが語られることはなかった。義塾時代には、「人間形成」と「学力の養成」とは別のものではなかつた。両者は、表裏一体の関係にあり、ここで述べられているような、二律背反的なものでは決してなかつた。それが今や、受験のための学力をつけることそれ自体が、校内の重要課題となり、それと従来からの「人間形成」という教育目標の折り合いをつけることが大問題となりはじめたのである。ここには、知育中心の近代的教育による德育主義的な伝統的教育の駆逐の兆しを読み取ることができる。

一方で、校風の維持に独自の貢献をしてきた鍊磨会は、このころ「すこぶる殺伐」としたものになつてきた。この時期の鍊磨会についての記述を追つてみよう。

「殊に鍊磨会により下級生は日常其監視下に置かれ、何時呼び出されてなぐられるか分からなかつたので日々の登校に、戦々恐々たるものがあった。」¹²²⁾

「寧ろ在学難の声が喧しかつた。階級制度の、幣取の、綱巻の、制裁のといふ声に脅かされて、事実新入生の態度には恐々たるものがあつた。」¹²³⁾

鍊磨会は、その精神主義的な内実を失い、下級生に対する抑圧機関の様相を呈するようすらなつてきた。階級制度・鉄拳制裁が、「蛮的なもの、時代遅れなもの」とみなされるようになつていたにもかかわらず、明治40年前後に再び校長をつとめた、鍊磨会の産みの親である市瀬は、「蛮風を矯正する為に努力」したが、「なかなか始末に終へぬ」ありさまであった¹²⁴⁾。その後鍊磨会は、悪風是正のために、塾長の管理下に置かれるようになり、形骸化した鍊磨会は、昔日の勢力・影響力を失つてゆく。

この2つの出来事、すなわち「学力養成の自己目的化」と「鍊磨会の衰退」の背後にあるのは、学歴主義の制度化の進行という歴史的事実である。例えば、大正3年度の同窓会誌には、鳳鳴の生徒の学力問題について、次の

表2 鳳鳴中学と柏原中学の進学先の比較
(M-43T 2卒業生)

		鳳鳴中学	柏原中学
卒業者数(A)	135	164	
校種	高等學校	5	8
	陸軍士官学校	4	2
〃	経理学校	2	0
	海軍兵学校	1	0
	商船学校	1	0
	高等農林学校	1	1
	高等工業学校	14	9
	高等商業学校	2	5
	医学専門学校	4	8
	高等師範学校	1	1
	外国语学校	3	0
進学者数(B)		38	34
B/A(%)		28	20

雑誌「会誌」より

ような記事が載っている。いわく、「漸次〔学力の〕幾分の増進を認むるも何分優良なる入学生を選択する余地乏しきと周囲の刺激を受くること少なきとの為に著しき効果を奏し得ざる。¹²⁵⁾」しかし、と筆者は続ける。学力が低下しているというのは事実ではなく、入試に失敗する者の数が増えたための錯覚であると。そして彼は、表2にあげた数字を提示する¹²⁶⁾。この数字は、明治期末から大正にかけての進学実績を、隣郡に所在する柏原中学のそれと比較したものである。表中B/Aは進学率を表すが、この数字を見る限りでは、全体としての進学実績は鳳鳴の方がやや優勢である。また、軍関係の学校への進学も、依然として鳳鳴に目立つ。

しかしここで強調しておきたいのは、そうした具体的な数字ではなく、この時期に他中学との進学実績を比較して論じる記事がでてきたという事実の方である。ここにはもはや、鳳鳴独自の校風を賞揚するといった姿勢は見られない。鳳鳴は、他中学と同格の、進学実績を競い合う存在として扱われるようになったのである。

D 移行期

大正時代になり、鳳鳴教育は、根底から問いかれるうことになる。ある卒業生は、こう語っている。

「学校の中でも幣取だ、鍊磨会だと旧套を墨守し之を謳歌する者もあれば、一部には既に形式化した伝統に飽き足らず新しい思潮に目覚めて校風の革新を叫ぶ者もある。綱巻の蛮風を復活したり又中止したり、階級制を否定して自由な校風に憧れたり、学校も又一般的風潮と同じく新旧思想の相克が暗々裡に底流をなして

いたのではなかろうかと思はれる。¹²⁷⁾」

そのような状況の中で、園田校長の指導のもと、大正4年から志願者のいかんにかかわらず、「入学試験」が課せられるようになる。さらに翌5年には、英語・数学・国漢の三教科に関して、4・5年生で「能力別学級編成」がとられるようになる。このように鳳鳴の教育は、この移行期を通じて、生徒の学力向上に積極的に努力。当時の最上級生は、次のように述懐している。

「何分にも四箇年間は純スパルタ式に教養され來りながら、最後の一年になって県立になり、有名な鍊磨会・幣取り・修学旅行等が全然廃止されて了ったので、一時は火の消えた様な寂寥さが校内を襲った様でした。少なくとも當時最上級生だった私等にとって。其れと共に今迄余りに厭迫されひしがれてゐた下級生の勢力が頭をもたげてきて、何だか生意気な様に当時の私等のひが心に映ったのでありました。そしてここに私立と県立との二大潮流が渦を巻いていたのであります。¹²⁸⁾」

それに対して、下級生の感慨は違っていた。

「鍊磨会や幣取りの廃止には何等哀惜の情はなかった(中略)併し其の後自身を規範する何物も残って居ない事を見出した時は、廃虚に立った様な淋しさを感じた。あったものは尽く打碎いたが、新たに宿る可き家がないといふ過渡期の悲哀である。其の結果として風紀の弛緩した事も事実であった。¹²⁹⁾」

こうした反動への対応策として、例えは武装旅行や放課後体操等は、ほどなくやや薄められた形で復活する。だがもはや、こうしたかつての鳳鳴の学校文化の精髄をなしていた諸活動は、鳳鳴教育の中核たりえなくなっていた。「勤儉尚武」という校是は、かつての栄光をたどるよすがという意味でのいわゆる“伝統”として、もっぱら人々の胸の中で生き永らえることになるのであった。

(志水宏吉)

VI 社会的機能の変化

最後に、いくつかの統計的データを素材として、これまで見てきた学校内での諸々の変化が、どのような社会的な意味を有していたのかという点について、簡単に触れておくことにする。ここでの考察の中心となるのは、「一体誰が鳳鳴の教育を受け、そしてどこに行ったのか」という問題である。

各種資料にあたって統計数値を割り出すために設定した時期区分についてふれておく。ここでは、鳳鳴中学の制度的变化を考慮に入れ、義塾創設時から7年ごとに6

表3 時期区分と卒業生数

時 期 区 分	卒業生数
私立鳳鳴義塾前期 (M18～M24)	13名
私立鳳鳴義塾後期 (M25～M31)	36名
私立鳳鳴中学前期 (M32～M38)	132名
私立鳳鳴中学中期 (M39～T 1)	206名
私立鳳鳴中学後期 (T 2～T 8)	265名
県立鳳鳴中学前期 (T 9～S 1)	301名

つの時期を設定した。各時期の名称・年代および卒業生数は次の通りである。

このような時期区分を設けたのは、以下の理由による。第一に、鳳鳴中学の社会的性格は、各種学校→私立中学→県立中学校という制度的变化に敏感に対応しながら、移り変わってきたと考えられる。社会の学歴主義の制度化の波は、III・IV章で述べたような学校組織・学校文化の変容をもたらしたが、そのことは、必然的に篠山という地域における鳳鳴中学の位置づけにも、大きな影響を及ぼしたとみてよい。第二の理由は、技術的なものである。統計的なトレンドを捉えるためには等間隔の時間的な幅でデータをとることがのぞましいが、上の表のように、7年を単位にすることによって義塾時代を「前期」・「後期」に、私立中学時代を「前期」・「中期」・「後期」に分けることができる（県立移管後の変化を捉えるために、第六の時期として「県立前期」を設定しておいた）。

さて、表から明らかなように、卒業生の数は、学校の制度的变化と相俟って、時代が下るにつれ増加の一途をたどっている。しかし、鳳鳴中学の発展の道筋がこの数字が示すほどには直線的なものではなかったことは、先に見た通りである。以下、「入学者の属性」・「卒業率」・「卒業生の進路」の三点について、その歴史的推移を追ってみよう。

A 入学者の属性—出身地域と階層

まず入学者の属性から見てゆくことにしよう。表4は、鳳鳴義塾が創立された直後の、明治19年時点における在学生80名の族籍と出身地域を、学年別に見たものである。

生徒の大部分（80名中77名）は、多紀郡内の出身者である。また、士族出身の在学者数が、平民のそれを上回っている。士族と平民の母集団の大きさの違いを考えると、この数字の格差は額面以上に大きいと言わねばならない。つまり、創立当初の鳳鳴義塾は、青山忠誠が意図したごとく、文字通り旧青山藩の郷党子弟のための教育機関として、存在していたのである。

次の表5は、それから十数年のち、義塾が中学校としての認可を受けた明治32年の時点での、生徒の出身地域

表4 明治19年 在学生の属性 (人)

学 年	生徒数	士族	平民	郡内	郡外
第1級	4	4	0	4	0
2	6	5	1	6	0
3	12	10	2	11	1
4	23	10	13	21	2
予備科	35	14	21	35	0
総 数	80	43	37	77	3

「鳳鳴義塾書類 (M17～20)」より
(この当時、最上級生を「第一級」、以下「第二級」、「第三級」、「第四級」、そして最下級生を「予備科」と称していた。)

表5 明治32年 在学生の属性 (人)

学 年	生徒数	士族	平民	郡内	郡外	県外
5年	14	7	7	10	3	1
4	29	9	20	15	4	10
3	25	10	15	11	6	8
2	57	14	43	42	7	8
1	61	11	50	37	14	10
総 数	186	51	135	115	34	37

「私立鳳鳴義塾一覧」(M32)より
および族籍をまとめたものである。2つの表を比べてみると、まず在学生徒数が、80名から186名へと二倍以上に増加していることがわかる。明治20年代を通じて、生徒数で見るかぎり、鳳鳴は順調な発展をとげたのである。族籍別の数字を見ると、士族層の在籍者規模は明治19年の時点とほとんど変わっていないのに対して、表5では、平民層の進出がきわめて顕著になっている。つまり、この生徒増は、平民層が大挙して入学するようになった結果として、もたらされたものであった。士族のための教育機関として出発した鳳鳴は、ほどなく地域の一般の人々に開かれた教育機関となっていたのである。またそれに即応するように、郡外さらには県外からの入学者が増加したのも、この時期の顕著な特徴である。市瀬初代塾長が中心となって育んだ「勤儉尚武」を旨とする独自の校風が全国に知れわたり、その校風を慕って遠方から入学する者がかなりの数出てきたのである。

表6は、表4・5と一部重複するが、入学者の出身地域の分布状況を、県立中学への移管後の時期まで追ってみたものである。郡内の出身者の割合は、上段から順に、96.2%→61.8%→68.5%→66.4%→84.5%と変化している。ローカルな、あるいは青山家の私的な教育機関として出発した鳳鳴は、ある時期、私立中学としてコスモポリタン化する。とくに、明治20年代末から30年代にかけ

表6 入学者の出身地域
(人) カッコ内(%)

時 期	地 域			
	全 体	郡 内	県 内	県 外
義塾前期 (M19在学生)	80 (100.0)	77 (96.2)	2 (2.5)	1 (1.3)
義塾後期 (M32在学生)	186 (100.0)	115 (61.8)	34 (18.3)	37 (19.9)
私立中学中期 (M40-43入学者)	262 (100.0)	180 (68.5)	61 (23.3)	21 (8.2)
私立中学後期 (T3-6入学者)	253 (100.0)	168 (66.4)	61 (24.1)	24 (9.5)
県立中学前期 (T10-13入学者)	394 (100.0)	333 (84.5)	60 (15.2)	1 (0.3)

「鳳鳴義塾書類」

「私立鳳鳴義塾一覧」

鳳鳴義塾同窓会「鳳鳴」および「会誌」より

ての時期、県外からの入学者は約2割を占め、鳳鳴は最もコスモポリタンな時期を迎える。その後、県立に移管され、県下十数校の公立中学のうちの一つとしての位置づけを得るに至って、再び鳳鳴中学はローカル化するという歴史的变化をたどることになる。

入学者の出身階層は、私立中学校の認可を得た後、どのように変化するのであろうか。表5では、明治30年代に入り、平民層の進出が顕著になってきたことがうかがえるが、平民層内部での職業分布まではわからぬ。明治40年代以降については、同窓会誌の記事をもとに、入学者の父兄の職業を知ることができる。それをまとめたものが表7である。表より、入学者の出身階層は、この時期比較的安定していることがわかる。農民層の子弟の比率が、やや上昇傾向にあるのが目につくが、とくに際立った傾向というわけでもない。大ざっぱに言うなら、この時期の生徒の出身階層の分布は、農業が4~5割、商業が2割、近代セクター（官公吏、教員、医師、会社員など）が2割程度と、ほぼ一定ということになるだろう。

鳳鳴中学は、学歴主義の制度化の流れに対して最後まで孤星を保った学校であったが、創設期を除けば、特定の階層の結びついた教育機関としては存在して来なかつたと言ってもよい。このことは、鳳鳴中学の地理的な位置づけと無関係ではあるまい。鳳鳴は、都市部に見られるような特定の社会層と結びついた中等教育機関とは対照的に、地域における唯一の中等教育機関として、言うなれば地域の教育の中心を担うものとして、どの層の人々にも開かれた学校であった。

表7 父 兄 職 業
(人) カッコ内(%)

職	業	時 期		
		私立中学中期(M40-43入学)	私立中学後期(T3-6入学)	県立中学移管時(T9入学)
農 業	業	112 (42.7)	112 (44.3)	51 (51.0)
商 業	業	58 (22.1)	39 (15.8)	22 (22.0)
工 業	業	7 (2.7)	3 (1.2)	1 (1.0)
官 公	吏	19 (7.2)	18 (7.1)	4 (4.0)
教 員	員	9 (3.4)	15 (5.9)	5 (5.0)
軍 人	人	9 (3.4)	3 (1.2)	0 (0.0)
医 師・弁護士		13 (5.2)	3 (1.2)	10 (10.0)
神 官・僧 侶		6 (2.3)	10 (3.9)	2 (2.0)
銀行員・会社員		4 (1.5)	14 (5.5)	2 (2.0)
そ の 他		11 (9.2)	23 (8.8)	1 (1.0)
無 職		14 (5.3)	13 (5.1)	2 (2.0)
総 計		262 (100.0)	253 (100.0)	100 (100.0)

鳳鳴義塾同窓会「鳳鳴」および「会誌」より作成

B 卒業率

次に、各時期における卒業率について見ておくことにしよう。ここで算出した卒業率とは、ある年度の卒業生数を5年前の入学者数で除し、それを百分率で表したものである。鳳鳴中学の歴史的変容の過程をあとづける上で、この卒業率の変化がもつ意味はきわめて重要である。というのも、卒業率ないしはその裏返しとしての中退率は、けっして今日的意味での「ドロップアウト」の比率のみを含意しているのではなく、ある歴史的文脈の中での固有の意味を有しているからである。その文脈とは、学歴主義の制度化という文脈である。つまり、鳳鳴中学の卒業率の時代的変化は、「中学卒」という学歴が教育資格として有していた意味との関係で把握されなければならないのである。

表8は、『鳳鳴中学五十周年記念誌』の回想録の中の記述から、各時期ごとの卒業率を算出してみたものである。ここには、きわめて顕著な特徴がみてとれる。まず第一に、義塾期の卒業率はきわめて低く、明治19年をのぞくと一ヶタ台にとどまっている。義塾後期にあっては、卒業生数が1~2名しかいないというありさまである。これは、先に述べた中学卒の学歴資格に関係している。各種学校の範囲内にあった義塾時代に卒業率が極端に低いのは、経済的理由や学力上の理由からというよりも、再三ふれてきたように在学中に他の中等教育機関に転出する者の数が多かったからであった。というのも、鳳鳴義塾では、たとえ卒業しても、中学卒の学歴は得られず、上級学校に進学するにも、教員・官公吏といった近代セ

表 8 卒業率の時期・変化

年	次	項目	
		(人) 卒業生数	(%) 卒業率
義塾前期	M19	4	20.0
	M24	2	5.9
〃後期	M27	1	2.5
	M31	2	3.3
私立中学前期	M34	13	13.0
	M38	23	23.5
〃中期	M40	30	42.9
	M41	22	44.0
〃後期	T2	28	40.0
	T7	35	50.0
県立中学前期	T13	39	48.8
	T14	56	50.0

「鳳鳴中学50周年記念誌」(大正14年)より作成

表 9 卒業者・中退者の進路(明治19~31)

1. 既に職業に就いている者

職業	卒業者	中退者
軍官	人	14
公教	吏員	2
医師	師	2
技術	手	0
会社	員	3
実業	業	1
その他・不	明	2
小計	28	34

2. 在学中の者

校種	卒業者	中退者
帝國大学	0	2
官立専門	2	12
私立専門	0	1
高等学	2	2
軍関係学	1	5
留学	9	42
東京	7	36
京都・大阪	1	4
その他	1	2
小計	15	66

中退者は3年以上在学した者をさす

明治31年「私立鳳鳴義塾資格御認定願書」より

クターの職業につくにも不利だったからである。そのため、進学アスピレーションの高い生徒たちは、数年間を鳳鳴で学んだのち、上級学校へ進学するのにより適した都会の中学校に転出して行ったのである。

その辺りの経緯を傍証してくれるのが、次の表9の数字である。これは、義塾時代(M18~31)の卒業生および中退者の進路を、職業別・進学先別にまとめたものである。表より、この時期、卒業生よりも中退者の数の方が圧倒的にまさっていることが知られる。

まず、1.の「既に職についている者」について、卒業者と中退者の動向を比較してみると、いずれのグループでも、「軍人」になったものの割合が圧倒的に高くなっていることがわかる。だが、その比率を比較すると、卒業者で50.0% (28名中14名)、中退者で40.9% (83名中34名)と、卒業者に軍人になった者がより多いという傾向が指摘できる。他方で、「教員」になった者の比率は、卒業者で7.1% (28名中2名)、中退者で19.3% (83名中16名)と、逆に中退者の方に多くなっている。こうした数字は、各種学校時代の鳳鳴の性格を如実に表すものと言えよう。すなわち、鳳鳴義塾は軍人養成を旨とする学校であり、その校是に必ずしも合致しない進路希望を有する者、例えば教員になろうとするような者は、年限途中で早々に他の学校に転出して行ったと推測できるのである。

ともあれ、この表が基本的に示しているのは、中退者の進路が、卒業者のそれと比べて決してひけを取るものではなかったこと、つまり中退は、現代的な意味での、主として学力不足に起因する“ドロップアウト”を意味するものではなかったということである。このことは、2.の「在学中の者」の進路先の分布についても同様にあてはまる。中退者66名中のほぼ3分の2にあたる42名が東京に留学中であるという数字は、彼らが何を目指して義塾を中退したのかを雄弁に物語っている。

さてもう一度表8に戻ろう。私立中学前期には、卒業率はいまだ10~20%台にとどまっていたが、中学認可後の入学者が卒業するようになる中期以降、それは一挙に40~50%水準に上昇する。大正9年に県立に移管されたとともにその水準は維持され、表には示していないが、昭和期に入ると卒業率は一段と上昇してゆく。明治32年に中学校の認可をうけたことは、関係者にとってきわめて重要な意義を有していた。卒業後、ワンクッションを置かずにそのまま上級学校にすすめるようになったことは、進学を志すものにとって計り知れない恩恵をもたらしたと言ってよい。だがそのことは、図らずも鳳鳴に独自の学校文化を変容させる重大な契機となった。前節で見た、「学力養成の自己目的化」や「鍛磨会の衰退」という「事件」は、鳳鳴固有の教育という観点からすれば、学歴主義の制度化という社会の圧力が産み出した「鬼子」であった。

C 卒業生の進路—進学率と進路先

最後に、卒業生の進路についてふれておくことにしよう。表10は、各時期ごとの卒業者数と進学者数をもとにし、一年度あたりの平均卒業者数と、それぞれの時期における平均進学率を算出したものである。先に述べた卒業率の上昇とともに、卒業者の数は増加傾向をたどっている。しかし、進学率の方は、それとは異なった動きを示している。最も進学率が高い時期は、私立中学前期である。これは、私立中学の認可が得られたことで、これまで中途で他の学校に流れていた進学希望者が鳳鳴にとどまるようになったからであると推測される。しかしながら、6割という進学率の水準は、そう長くは続かなかった。中期(M40年代)以降、中卒学歴という制度上の障壁がなくなったにもかかわらず、進学率は4割台に落ち込むのである。もちろん各時期に、そもそも進学を希望しない者が一定数は居たであろうが、この進学率の低下は、進学希望者の減少によるものではなく、進学競争が激化した結果であると考える方が妥当であろう。

次に挙げる表11は、明治43年度の卒業生の、卒業を控えた段階での希望進路と実際の進路との一致度を見たものである。在学中から進学を希望していなかった者は、35名の卒業生中わずか6名であり、それも成績下位者にかぎられている。一方実際の進路を見てみると、進学しなかった者は、「不明」の5名を除いても、半数近くにあたる13名にのぼっている。このように、すでに明治末年の段階で、進学競争はかなりきびしいものになっている。

表 10 時期別の卒業者数と進学率

時 期	項 目			
	(人) 卒業者 数 (A)	(人) 進学者 数 (B)	(人) 一年度 あたり の卒業 者数	(%) 進学率 (B/A)
私鳳立鳴義塾前期 (M18-24)	13	7	1.9	53.8
〃 後期 (M25-31)	36	22	5.1	61.1
私立鳳鳴中学前期 (M32-38)	132	81	11.6	61.4
〃 中期 (M39-T1)	206	100	14.3	48.5
〃 後期 (T2-8)	265	120	17.1	45.3
県立鳳鳴中学前期 (T9-S1)	301	137	19.6	45.5
総 計	953	467		45.5

「卒業生状況調」より作成
(注)「師範二部」をふくまない

表 11 明治43年度卒業生の希望進路と実際の進路

席次	希望進路	実際の進路
1	海軍兵学校→陸軍士官学校	
2	高等學校→明大予科→一高→東大	
3	高商→東京高商	
4	医専→家業	
5	早大→家業	
6	高等學校→三高→東大	
7	海軍兵学校→(不明)→(T6死亡)	
8	高等學校→三高	
9	海軍兵學校→陸軍經理學校	
10	主計候補生→名古屋高工	
11	高工→三高→京大	
12	高工→大阪高工	
13	高工→大阪高工	
14	商→(不明)→早大専門部	
15	師→(不明)→書家	
16	海軍經理學校→京都師範二部	
17	主計候補生→陸軍經理學校	
18	士官候補生→台灣國語學校	
19	高等學校→家業	
20	土官候補生→事務員	
21	高工→家業	
22	家業→家業	
23	外國語學校→(不明)→東大	
24	慶應大→東京外國語學校	
25	医専→家業	
26	師範二部→姫路師範二部	
27	士官候補生→会社員	
28	士官候補生→京都商工	
29	家業→(不明)→(S3死亡)	
30	医専→立命館予科	
31	家業→銀行員	
32	家業→一年志願兵	
33	家業→家業	
34	台灣國語學校→家業	
35	小学校教員→家業	

鳳鳴義塾同窓塾友会「鳳鳴」

「鳳鳴中学卒業生状況調(M18-S6)」より作成

かくして正規の中学校となった鳳鳴は、皮肉にも時を移さずして、中学校間の進学競争の渦の中に巻き込まれてゆくのである。

おわりに進学者の動向を見ておこう。表12は、進学者の進路先を時期別にまとめたものである。この表に見られる最も顕著な動きは、太線で囲った「軍学校」への進学動向である。義塾期に過半を占めていた軍学校への進学は、私立中学期に、進学者数の増加に反比例するようにならしてゆく。義塾前期には、7名中5名(71.4%)が進学していた軍学校に、県立中学前期では、わずか203名中2名(1.4%)しか進学しないようになってしま

表 12 時期別の進学者の動向

(%)

時 期	進学者 数	進 路						先		師範二部	その他 ・不明
		官公大	私大	官公專	私專	高 校	師 範	軍学校			
義塾前期	7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4	0.0	14.3	
〃後期	22	22.7	0.0	13.6	0.0	0.0	13.6	50.0	0.0	0.0	
私立中学前期	85	25.9	7.1	25.9	3.5	3.5	2.4	22.3	4.7	4.7	
〃中期	128	15.6	7.0	32.0	3.9	4.8	3.9	7.0	21.9	7.8	
〃後期	161	14.3	16.8	26.7	3.7	3.7	1.2	1.9	25.5	6.2	
県立中学前期	203	15.3	14.3	22.7	3.0	5.9	4.4	1.0	32.4	1.0	

「卒業生状況調」より作成

う。その原因として考えられる要因には、軍学校への進学の困難さの増大、生徒の教育要求の多様化、校風の形骸化などがあるが、いずれにせよ「軍人養成」という鳳鳴の校是は、私立中学認可後、急速にその実質を失っていったことはたしかであり、卒業生の進路も急速に多様化してゆくのである。

表より、その他にも、師範学校への進学者の少なさ、官公立大への進学者の減少と私立大への進学者の増加等の傾向が読み取れるが、それらにも増して顕著なのは、「師範二部」への進学者の急激な増加である。明治40年代以降、鳳鳴中学の教育は徐々に進学準備教育に傾斜してゆく。激化する進学競争あるいは就職難という社会状況のもとで、小学校教員という、地道だが安定した職につながっている師範二部への進学は、諸々の理由で上級学校に進めない生徒たちにとっての、次善の策としての役割を果たしたのであろう。

以上、学歴主義の制度化の流れが、その本流から最も遠い所に位置した、鳳鳴義塾という一地方の中等教育機関を取り込んでゆく過程を、学校組織、学校文化、学校生活、社会的機能という4つの側面に即して見てきた。この過程は、多くの齟齬や葛藤をはらみつつ進行したが、マクロな視点から見れば、これは不可逆的な歴史の必然の産物であった。最後に、学校教育システムへの組み込まれが完了した大正9年に鳳鳴を巣立っていった卒業生の回想をあげ、本稿を閉じることにしたい。

「私達三十五回生を出して、私立中学鳳鳴義塾は、一応の終止符を打たれた。由緒ある私立学校の特色と伝統とが消滅したというので、当時は非常にさびしい思いをしたが、今にして見れば、これも歴史的必然の方向への発展的解消だったわけである。」(志水宏吉)

注

1)『明治以降教育制度発達史』(以下『発達史』と略称) 第一卷, p. 306.

- 2)『発達史』第三巻, pp. 755-757.
- 3)『発達史』第一巻, p. 866.
- 4)『発達史』第二巻, p. 507.
- 5)『発達史』第一巻, p. 288.
- 6)『発達史』第三巻, p. 805.
- 7)『発達史』第二巻, p. 513.
- 8)『発達史』第三巻, pp. 774-775.
- 9)同書, pp. 761-763.
- 10)同書, p. 165.
- 11)『発達史』第四巻, p. 662.
- 12)『立教学院百年史』同校, 1974年, p. 236.
- 13)『青山忠誠公』多紀郷友会, 昭和11年, p. 32.
- 14)『鳳鳴中学五十年記念誌』鳳鳴同窓会, 大正14年, (以下『鳳鳴中学誌』と略称)。
- 15)『文部省第七年報』明治12年, p. 7.
- 16)『文部省第十二年報』明治17年, p. 18.
- 17)桜井役『中学教育史稿』受験研究社増進堂, 昭和17年, p. 44.
- 18)『文部省第九年報』明治14年, p. 17.
- 19)『日比谷高校百年史』上巻, 同校同窓会, 昭和54年, p. 34.
- 20)数田猛雄『広島県中等教育百年の回顧』(非売品)昭和38年, p. 59.
- 21)『長野県松本中学校松本深志高等学校九十年史』同校同窓会, 昭和44年, p. 89.
- 22)『発達史』第二巻, p. 287.
- 23)桜井, 前掲書, p. 125.
- 24)町田則文『明治国民教育史』昭和出版社, 昭和3年, p. 152.
- 25)『修猷館七十年史』同校, 昭和30年, p. 44.
- 26)『創立三十周年記念多士』(以下『多士』と略称), 濱々賀, 明治45年, pp. 6-8.
- 27)同書, p. 29.
- 28)同書, p. 25.
- 29)『青山忠誠公』p. 87.
- 30)同書, p. 76.
- 31)『鳳鳴中学誌』p. 110.
- 32)『金沢市教育史稿』(復刻版)昭和57年, p. 335.
- 33)『山口高等商業学校沿革史』同校, 昭和15年, p. 305.
- 34)『海南百年』高知県立高知小津高等学校, 昭和48年, p. 29.
- 35)『発達史』第三巻, pp. 153-154.
- 36)同書, p. 772.
- 37)『多士』p. 16.
- 38)『発達史』第三巻, p. 155.
- 39)『海南百年』p. 30.
- 40)『山口高等商業学校沿革史』pp. 489-492.
- 41)『海南百年』pp. 35-36.

- 42)『文部省第二二年報』明治27年, p. 5.
- 43)『発達史』第四卷, p. 154.
- 44)『発達史』第三卷, p. 150.
- 45)『阿部重孝著作集』第四卷, 日本図書センター, 昭和58年, p. 38.
- 46) 同書, p. 36による。
- 47) 表題欠, 年度不明(青山文庫所蔵『鳳鳴義塾一件』明治30年所収)。
- 48)『鳳鳴中学誌』p. 254.
- 49) 表題欠, 年度不明(青山文庫所蔵『鳳鳴義塾一件』明治30年所収)。
- 50)『発達史』第四卷, pp. 772-773.
- 51) 表題欠, (明治30年)12月18日(青山文庫所蔵『鳳鳴義塾拡張並組織変更一件往復』明治30年1月1日~明治31年6月所収)。
- 52)「私立鳳鳴義塾拡張目論見」(青山文庫所蔵『鳳鳴義塾拡張一件』明治26年)。
- 53)「塾長撰択ノ件ニ付市瀬禎太郎ト往復」(注51の史料に所収)
- 54) 注53と同一文書。
- 55) 注49と同一文書。
- 56) 同上。
- 57) 同上。
- 58) 同上。
- 59) 同上。
- 60) 例えは、青山文庫所蔵『鳳鳴義塾一件』明治30年をみると、「忠允公(筆者注、青山家当主)御成年迄御本邸女中ヲ全靡シ平素奥座敷ハ總テ閉鎖シ而シテ御前邸ハ御殿ヲ貸家ト為シ大ニ御家計ヲ節減シ御利潤ヲ増生」していたと記述されている。
- 61) 注49と同一文書
- 62)「私立中学鳳鳴義塾ヲ兵庫県立中学校ト引<口>セシ度義ニ付請願」(青山文庫所蔵『大正八年度鳳鳴義塾綴込』)。
- 63) 多紀郷友会『郷友』第187号, 昭和12年, pp. 14-15.
- 64) 同上。
- 65)『鳳鳴中学誌』, pp. 199-200.
- 66) 同上, p. 219.
- 67) 篠山通報社『篠山通報』第488号, 大正8年11月26日。
- 68) 青山文庫所蔵『私立鳳鳴義塾資格御認定願書』明治31年。
- 69)『鳳鳴中学誌』, p. 196.
- 70) 兵庫県立篠山鳳鳴高等学校『創立八十周年記念誌』昭和31年, p. 92。(以下『八十周年記念誌』と略称)
- 71)『鳳鳴中学誌』pp. 226-227.
- 72) 同上, p. 226.
- 73) 同上, p. 226.
- 74) 同上, p. 216.
- 75)「塾長への訓示」大正4年12月3日(青山文庫所蔵『大正四年度鳳鳴義塾綴込』所収)。
- 76) 注68の史料に所収。
- 77)『鳳鳴中学誌』p. 254.
- 78) 同上, p. 195.
- 79) 同上, p. 196.
- 80) 同上, p. 241.
- 81) 同上, p. 172.
- 82) 同上, p. 173.
- 83) 同上書, p. 173.
- 84) 同上書, p. 254.
- 85) 同上書, p. 264.
- 86) 同上書, p. 207.
- 87) 同上書, p. 208.
- 88) 青山文庫所蔵『私立鳳鳴義塾資格御認定願書』明治30年所収。
- 89)『鳳鳴中学誌』p. 178.
- 90) 青山文庫所蔵『鳳鳴義塾教員履歴書及辞令書写』明治41年所収。
- 91)「本学年度中新々施行セシ事項ノ概要」明治41年(青山文庫所蔵『鳳鳴義塾ニ関スル書類』明治41-44年所収)。
- 92) 同上。
- 93) 詳細は、『鳳鳴中学誌』pp. 46-73.
- 94) この点については、V章参照のこと。
- 95)『鳳鳴中学誌』pp. 317-318.
- 96) 前掲『篠山通報』第359号, 大正6年10月26日。
- 97) 同上。
- 98) 詳細は、『鳳鳴中学誌』pp. 89-92.
- 99) 詳細は、同上書, pp. 112-119.
- 100) 例えは、「平素の規律的訓練が青少年の精神体力を驚嘆すべき程度に練成し得たことの活きた鑑みであり……(中略)……世に類例のない師弟の情誼、鬼神をも泣かしめる様な友愛の情などを真個に窮ひ得る」と記されている。『鳳鳴中学誌』p. 114.
- 101)『鳳鳴中学誌』, p. 172.
- 102) 前掲『郷友』第179号, 昭和12年, p. 10.
- 103) 同上, p. 9.
- 104)『鳳鳴中学誌』p. 241.
- 105) 同上, p. 246.
- 106) 同上, p. 247.
- 107) 同上, pp. 254-255.
- 108)『八十周年記念誌』p. 116
- 109) 同上, pp. 114-115.
- 110) 同上, p. 120.
- 111) 同上, p. 116.
- 112) 同上, p. 116.
- 113) 同上, p. 115.
- 114) 同上, p. 116.
- 115)『鳳鳴中学誌』p. 262.
- 116) 同上, p. 257.
- 117) 鳳鳴義塾同窓塾友会『鳳鳴』第10号, 明治39年8月, p. 112, p. 117.
- 118)『鳳鳴中学誌』p. 263.
- 119) 同上, p. 265.
- 120) 前掲『郷友』第1号, 明治42年, pp. 32-36.
- 121)『鳳鳴中学誌』p. 216.
- 122)『八十周年記念誌』p. 120.
- 123)『鳳鳴中学誌』p. 282.
- 124) 同上, p. 282.
- 125),26) 鳳鳴義塾同窓塾友会『会誌』第6号, 大正3年12月, p. 22.
- 127)『八十周年記念誌』p. 132.
- 128)『鳳鳴中学誌』p. 332.
- 129) 同上, pp. 336-337.
- 130)『八十周年記念誌』p. 132.